異國漂蕩紀聞　全

ル 2
1235

門 ル 8
號 1235
巻
ル2

異國

常陸國多珂郡磯原村船頭友七
以下安南へ漂流始末
明和二年漂流　仝四年帰朝
安南國漂流記ト大同小異
外國叢書七八九
薩藩古渡七郎右衛門以下廣東
漂流始末
文化十一年漂流　仝十二年帰朝
外ニ文化薩人漂流記一冊アリ之ト別種
合セ見ルベシ

外國叢書

七

早稲田大学図書

異国漂蕩記聞

安南国へ漂流せし常陸の国磯原浦の水子
等唐船の便りを得て帰朝せし話

常陸国多阿郡
船長　佐平太　三十五歳
水夫　友七　三十九歳
庄多蔵　四十一歳
吉四郎　三十九歳

一常陸国磯原浦孫八か船姫宮丸の船長佐平太水夫友七外
四人乗組明和二年酉十月十五日奥州小名湊より牧野越中守の

巴米を積て同月廿三日彼所を開帆し廿六日下総国銚子の
湊へ船を入米を揚て十一月五日順風なれハ国へ帰らんと
船を出し六七里も沖の方へ走りしか俄に未申の大風
吹出し東山の沖へ走りし故帆を下し碇二ツを下さんと
いへとも風も次第に烈しく〱碇の綱も捩切風に
まかせて船を矢を放つよりも早く走りける故帆柱を
伐捨船中へ打込くる荒浪水を汲ほし為を限りと
皆六人髪を切神仏に祈誓を凝し船の走れ
るを留んため大綱を引せける二日の夕方やうやく東北へ流
れける此時方角も碇ともに失へされとも奥州相馬の
沖ならんと覚えける然れに風和らき戌亥の

風に吹かへ如昔より暴風に逢ひ外海へ流され帰船せ
しものも一人もなく西南へ漂ひしものハ家全く帰
船さしものも少かりけれハ此風を神仏の冥助なれへ
しと綱に引きし大綱を引上帆桁を仮の柱となし
十二反の帆なりしを八反に縮ミを引揚風任せに
辰巳の沖へ吹送られしに又大西風に吹かへり其の夕方
雨を車軸のごとく降り続き寒さ弥増に足深へ
く働き得て西南へさして走しに島山も見へす何国
の沖とも無へ知らす十日の暁より又元の戌亥の風
に成り十一日まで辰巳へ吹流されけり夫より西の風になり
東洋へ走りぬ大綱を引せ居れとも大風弥増吹募り

高浪の打越するよりも切らず今ハ此船覆へらんと思ひ
けるが彼の帆柱を伐倒し錨并に剣捨船も大平丸の所持
の鉄刀と鏡を海中へ沈め龍神へ船全からしむるを祈
願しけるに此度西風十一日より十三日まで同し所に吹続き
東南へ吹出されて何万里ともなく知らずさ然るに十三日の夜
の刻より荒々しき旋風起しかば船もまさに覆らんとせし
大綱を取上げ前に伐倒せし彼の帆柱を船中に
入たれバ水棹なとも流失せしかば帆を引底を指て
走りしかど然れども銚子の湊を出し時粮米五升なとなり
てハ積入されも古々まてく後の海上なれもなく仍今まて
しるに此時まて飯程飲食をして由へ助りかはることなかりけれバ

此後幾日を歴ても陸地に出逢ことなく却て此二人を
気の凋れバ尤大切に囲ひ是まて水桶へ入置し
水は一滴ありとも容易に飲事を禁じ尚後水に
ならぬ故揃て底溜る水桶へ移し囲ひし米を汲
て一日米一升を炊き食となし薪に焚尽しかバ
船具を切割て是を用ひ食らハれとも食の乏しけれバ
切割するもまた力弱く頓て体衰へし扨十三日よりハ戌亥の
風日毎に吹て辰巳の方へ風に任せて流れける此時兄
弟とも大に船の方位を翔居りし男子部も
かと船にてやしきの群来を見るに海上に鳥の
まさき東洋へ吹出されしかやと唯明暮れ此上ハ

餌カ

右國へ立帰らすとて責らく人の栖なきを知す孤島へ来
是船を寄せよへと神佛へ祈誓しけるに廿二日の巳の
刻より東風に変り申酉の方を指船を走りぬ此時ハ
粮米も残り少くされとも如何にてなりとも日々に定りたる
く咽を通しぬれハ氣を失ふまて無らく事しけるの何れハ
米五合を以て六人の食ともなし炊き得を暁くに減らして
米二掘りを六人にて一日の食ともなせり かゝれハ六人とも
に疲れ果へ乾附しもありけり帆を楫ともいかやつるるし
心中但をまつしるとなりしにマンビキといふ魚の船の前後
游踊まわりたる者ハ船釘を拵鉤となし麻苧を紫ひ
なしゝまし 餌にまつひし鉤を針に掛けく拾せしに三尾

三尾を釣り得て食となし其日くく粥の米を延し
けり是全く佛神の擁護なりまふ所と弥ありく難有
くす 修に徹しけり 扨廿三日より十二月十日中まて東風まく
西へ西へと流れたるに十日の朝ゆく山を見出しぬれハ其嬉し
さいはんかたなく神々を禮しまゐらせ 心地しく六人とも行
力を出し船を寄せけるに人の栖める焼山の島なりけれハ
和らぎを先とせぬに其外彼所此所に六七ハかりの島山の見へけれハ色
所に行見しにこれも人ありけるも島なれは只憫然くもかり
きれとも其島山に何れも空く西の方にさる人
の栖國あらんもすかれへ船をさと風を便りに七日夜
休もやらず船を走らしける此時に粮米の残りも

本國へ立帰らすとも責て人の栖家ある孤島へ着
其船を寄せ給へと神仏へ祈誓し居たるに廿三日の巳の
刻より東風に変り申酉の方を指て船を走らせけるに
粮米も残り少くなりしかは斯て有ても日々に尽る事なれハ
く咽を通しぬれハ命を全ふせん為に少しの何れハ
米五合を以て六人の食物に焚き候を段々に減らして
米二握りを六人にて一日の食物となせり かゝれハ六人とも
に痩衰へ気力もあられす帆を揚る事もやつれて有し
心地を失ひしと成けるにマンビキといふ魚の船の舳後
に遊踊まわりたるなれハ船釘を撓め釣となし麻苧を索に
系となし餌にまかりし物を釘に掛けて投しけるに三尾

三尾を釣り得て食物となしけれとも寛の米を延し
けれとも今ハ仏神の擁護なしまふ所と深く歎き
す修覆に懈しより去廿三日より十二月十日まて東風にて
西へ西へと流れたるに十日の朝はるかに山を見出したれハ其嬉しさ
きいはん方なく初て蘇生の思ひをなし心地して六人ともに
力を出し船を寄せけるに人の栖ある焼山の島なりけれハ
おこさを失ひぬ其外彼所此所に六七人ハ島山の尻へ参りしに
所に行向ひしに此れハ人家なき島なれハ只伺ひ居たりけるに
されとも其島の島山いつれなれハ定めし西の方にも人
の棲國あるへしとて何れへ行かハとて風を待て七日迄
休らへて船を走らせ此時より粮米の残りあり

終一件廿六日計りなりしに十七日の朝辰の刻比寄の
晴天なりしか南風となり西南の方より山のごとき雲起
りて晴し空忽ちに搔くもりて大雨となりと
此方へ船を寄せんとせし漁舟一艘浪を被りて人躰
かしまれは言葉にて呼も頼みを飢疲れて声も立す
苦悲を揚て招きとすれと声も立なく幾度か将倒
れて斗りなりしか波漁船見えしか船を見付寄りて
し捨てす船は漕寄し急ぎへす可りしに申より其
くしく汀へ其の人を助んとしき渡りしく船寄せて
上川く飯を与へし水を呑せ漸く陸へ上んと
せしに陽気は未洋ちく側に捨て飯を給させ身に裸にて朱

衣類を脱て載き今やよく足擲て立す聲れ手揺れ
しきなれとも陸地へ揚て晴しさまを波に中れ見え
す気つかす陸へ上りほこり此時に米一粒水一滴の
飲へなりれは疲果を求もへしと錢四百文を取付し
かり然るに前の漁舟に乗りし人の気つかしと見え其
所の人七八人にて竹槍或は山刀様の物を携へ浪打
際にて兎角して其貌を見てかて髪を引て斬て刺ます
宮神の衣を身に纏ひ歯を黒くして唇の口も赤く怖
敷の様子へ来人も驚きくれともきく鬼人にもせよと喜
て言葉を通し見も殺しなは吉事てなりと大勢の側に
取り言葉をなしなるいへとも更に通せす寛に扨なく底岸

豊御云常陸の國改宗
御の記人よりあり国へ深流
出しるとも一書に國し
に此書に漏れしあまれに
之に標書し送るとは有り
以
一書に日本水戸國と真
字なく書主一人せ気
三ホレツイハンハト読ましと

則沙の上へ日本水戸国と書て見せしに戸の字不審
の様子なり真字にて本と書て見せければ是を見て合点
しければ猶尋れは衣食満を取り掛りし四人へ与ふるを知り
せよ立處へ又取出たる十三郎も漂人より米と云ふ
文字を沙に書て見せければ頓て精米四五升計持来て
与へ、則四人ともに飢しけるなれは先執取て一握つゝ喰又一
握食せんとせしに漂人ともに押へ生米を俄に中りぬれは
飯に炊き与ふへしと仕形して示しけるを察し取けり
頼りし商人の如くも呼出して米の在りを待給ふへしと
又仕形にて答へ、亦米を取へ帰りて一握つゝ噛て凌けれは
飯に炊きければ然る子国人ともに粥を持来て与へけれは

漂人与へし四人分ての足を合せしに三保何も悦んで中にも
あり又日暮方に至りければ前の如く粥を持来て食はふ
後しとふ足を合しく漂流の如く牛角本にて穴を穿ち
当れは木を持来り四人ぶりに片足づゝ彼為子入させ其端を纏まく
結ひを夜は浜辺に居りて侍来されとし鎖子の間にも取置
せしかしなり凡四十三日の間昼夜番して漂人心を労し
居れは思はす撃廃したる切所もなすれは取る者ありなく商人の内に
取り与り居れは是を以て足械を入まてもらへしく取りしたりし
衣類諸道具を持ち取て何の山中へ引込見れは又不取の
漂四つ又居りしを夫を見上り且足械をはすし浜辺にて
居らす七日余りまて其村里の長とやいふへきとの者来

依之枝を以て喰ひしも又番人と覚しく始めてえしは凡八
十人ほと附居しろ後まて六七十人つゝ滅ぬ比村寺中なれ
とも宜しき此後堪難くなりしハ山にて木の葉なとの物を伐
採日々除とかし居しかせ二十日の夜戌の刻比足械を外し
二三町を隔てし隣の人里なり所へ連り此家へ入合るをと是
まのり村長ともいふへき人の家へ付ひ事く事情問ひし
額なれとも少し辞通せす又彼此家へ連帰り六合なる
所足ッてを待ち居しに廿日まて未し解此所にて手を執り
此所の国と邑との名を問ひしに安南国にて此邑はマイ二十八
てといふよしを答ふ此所は明和三年戌の正月にて右村里を
凡海廿六日舟毎門なる葉竹一本ッて立しるさして祝ひなし

むねなきも有しなす右十五日より此家に六人は彼此の支人右
いふへきもの両人付添て村の家にて米を費ひ菜なとを
以飢を凌き居たり此所へ渡海しくより正月十五日まての食料を彼れ之し四貫文の銭まて防ひ居しと見へて至後に追まろう
くも四ひしせき
永くし衛尺知れまへしも来られし米麦木の葉枕
きのふ仕ひなとなし米を費ひ病気を救ふるなま
二月まて南京のユクワンサンといふもの来りし東郭の
立なく相談する人何ともへ人を知りぬとし辞の床なれは
帰郭せんするを狩しまむあきらめなとく永くた付ひ
村長の許へ行暫く相談りしく立帰り孫長談まく
送りなへしといひく別れぬ又後同日廿六日コククワン来り
く舞く給せしぬく是人同船しく治療てなし度々

ともかくさ程ハ走りて南十四里満てし所に会安（ホイアン）といふ湊
行て使者を日本へ渡す事商ひ船もなき事ハ青赤利
よ頼しきらく同月廿六日参く（を）同付しく村長の所へ
行し於去年まで本所に乗りし礼語を述ベ暇乞して此浦
まで乗りし船も是程の事ハコククワンと倶に七人計り
船を出しよ吹風烈しく所々に船を寄し内川に至れハ
川船を以て翌三月朔日に今あの湊へ船をつけり明れハ
二日コククワン家々を伴ひその役人の許にて物語り
行けれとも更に沙汰なかりしきれとし彼役人より米銭を
恵まし日々の事を世話し船へ帰りコククワンサンの世話にて
三月中まて船待しく日を送りぬ出帆する船に在りし

一 かくて云源氏ホ其示の通辞に掛りてコククワンサンカをたのみ彼に林鳴官といふ人是ハ南京の人なりしか数年来本国に来りかかく此國人の博雅をきはし今ハ官人となり所々之後…由人前に…

大綱引縄水縄の三房と從一所水桶一を乞へしとコククワン
サンへ申たる所に通事に随ひしか其價以前より申やうの錢
も見せす又何も申さす 此價は其ホの價をは…三月まで…合料せし也 此時湊に
南京船十八艘繋居たりし所右船より渡する十を船
貴く南京まで渡す者より是をコククワンサンに願ひれは食料
船便にして来る今を南京の船より渡し五は急便船
無くして乗船にて渡りしと望みたる傳く四月 此所は…湊
見て…渡しを之出しさて角…頼み乗れと頼せしに
同月十五日コククワンサン船を出して其後待ともかく帰り来て
かくりたれハ今あの役人の許に行はやと許へククワンサンの行先を
尋ねるといへとも知れぬ異国といひ…に詳通成れハ後事へなく

又く船へ立戻りしは廿二日ニ至り陸奥国牡鹿の郡小名
濱に右の三人ニは難風に逢ひ漂流せしよし役人
より知らせし故打寄り對面せしに彼らの船を破れ
予が國近しく來りて船にみえりし此は七月十日
ニ至り役人の所へ出南京人の便船を頼しに皆かへし
折ニ四十歳ニ及て打くそのまゝを告ぐるに今年の
未離しと云へるに故一同力を落し探して扱ひたる
救をこふひしクワンサンニ歎かれて又多吉の役人一旦皆
ひろひかり其情なき挨拶ニあふにせと泣く船へ立戻
りて後を代はり多吉の市ニ出く彼をなく立を取く
詫ひをなしく志深津ニ米銭を貰ひて食料の

一書ニ醫術を業とする人
云南京人の子孫なりと
役ニ南京の風俗業ハ出し
の十帖あり一帖とし大
きなる茶碗ニ一盃半の水
を入れを一盃ニ煎し用
薬ハおよそ四方ニもく出し
の醫業の用にふ
大なりと
一書ニ其夫病死
七日廿日と云

兄を出愛日を送りたる程に水主吉兵衛九日の
未比より痢病を煩ひたる故醫法を施し療治を加へ
けれとも快よからすその上南京人の便船して今年ニ來
かるにとふに取り頼みニ気力衰へ七日廿二日ニ食
絶しにて同月廿二日卑四郎を一頭として孔先し
由へ多吉の役人へ便也し故錢一貫文と棺を二ツ入る
持也越たる由へ屍を鈴めしに墓在る所へ舁行きる
東くし仕保行其所へ埋葬して後又水主十三郎も
八日十六日より痢病を煩出せしに気なき醫薬を盡
されとも其後しなく三十一歳にして九日廿二日ニ病死せし由へ
多吉の役人へ便りして告し時のめくりを

棺ともに持せし由へ記録を納めらるの墓所へ埋葬
しけれは翌年も其男子ゆけり本国の端より都
を役ふと見ゆれは此事にも只今何かしきを古人の言より
されとも年々南京の船便に送りきたりしと役人のいひけり
へられ八丈を移しぬ人々に咎められしく飢渇を凌ぎける
二月十五日南京の商人トンタクシンといふ人船にて日本の人
飄流して此まゝ渡といふるを守りくさしは其人にて逢
へしとて承らくを其旅亭へ招き雅風の逢此国へ漂
流せしより此ことの事とも尋問ひしに日本への便船
ありけれは送り届て先八丈まては此船へ乗りなとて南船
の称まていひけりへられは即平常祈禱させ所の神仏の

一書に賊副と飯撲
庵とあり又三浦撲
庵とあし八丈の事を
三宅原本を出しけし
とあるこを見えざまし
これに依るへし

かけ護らくかれ情ある人の情を受しると此段猶
ゆすり待侍るに迷ひける所在まてより役人の扶助
を得しは賊副三浦撲庵といひける情深く此事めくり
其ありトンダイクシンを頼みといふへく兄えく年の江戸
二千貫渠まんして人足飾りぬ武家篤くこゝろ千度
七人のまへ本船の彼は仕立し早船十四雪踏十四足銭
九貫文を寄てまゐらせ船は時しくるは其見れはより廿日二百五十
朱ありしは承りく南京人の斗ひを以て寄の銭
六貫文余掛ひ手綾を渡しけり同正月廿日まで此合せ
の湊より五月日本へ船を出航すといひけりトンタイクシン
撲庵みしく語聞ゆり承りく七人を船此王世吉財

こゝに在る野長三朗副三の三字ミシの字の誤りなり

一ヱスは安南より 本邦
への水路を走候よし必す
ランシ前にて人のをと天草にまゝ
るといふ此島をも外しては
船はあらかしと依し就
また少く此島を見出せ
ものにて廣東を知るなり
と又安南より
本邦へは七宝を針とまく
水行き海なりと所

長三財附 三子附属し 此ほか七十七人の外 すべて四人
小名浜のもの三人 都合七十四人 紫紅 紅色を出し 巳寅子
針を見て走りかりたの方 唐南北山くのよし出子見へ
かり海を本邦の海よりも 波静まして 北湾の面
舶往大津は 布子見請まつり 雲神岩を目当に 音夜少
しも 徒し下さす 廿七日を認く 千三百里の 海路を
渡き 明和四年丁亥七月十二日に長崎の湊へ 船を
寄せられかくて 当所は 柳奉行所より御役人中御越有て
船は漁撲席より 来て 四人と一名 湊の者 三人を御請
取られ 内御中より 而へ 召おかれ 御郡宗のなる御紀しの後鍋浦
に作付 標尾へ 送てたされ 平清部く 御糺問ありし 由へありし

次第を中立しては 口書といふものを 召 作付 標尾より 出され
本国に 帰らせをほしう
一 命あまく 其の又 ためし

一 扇子　一 家　一 孔雀羽
一 皮烟草入　一　一 綿烟草入　十二
一 庄紗煙草入　一　一 巾ひ会　二
一 耳金　一　一 暦 安南暦 大清暦　二冊
一 数珠　五　一 硬　三挺
一 梳　一枚　一 安南錢　百文
一 そき梳　三枚　一 小鏡　二面
一 笄　一本　一 木綿烟草入　一

一 家く始凱莫もし安南国マイニクハマと云所ニ致五年
斯有り いつれも家皆ニしく 戸ハ草を編 押縁を当く
四戸となし 内を斎まく 屋障しま 敷物を床を張薦を
敷くなり

一 朝夕の食事ハ卓子といふて黒漆し二尺斗りの丸き
猪口 大茶碗 植黒へ 魚類 永雖 家鴨 等を盛並へ三四人
にて集り 箸或ハ匙を以 飯を銘々に椀子に移し
て喰ふ也 [illegible] し 一年中 [illegible] 食とす

一 衣類ハ木綿中より上ハ絹 袴なり [illegible] 仕立 [illegible]
とし 唐国に [illegible] なく 容 袖し 男ハ髪 [illegible]
男女とも [illegible] 施さず 様を [illegible]

一 [illegible] 男女とも木
渦巻ぬくるに木綿 [illegible] 絹 [illegible] を包 [illegible]
を耳 [illegible] の女斗り 挿 [illegible] 五 [illegible] 斗りの女男子耳
[illegible] の [illegible] 針を以て耳に穴を明 [illegible] 血止
の [illegible] 葉を [illegible] 肉の [illegible] やすき [illegible] の [illegible]
[illegible] 女 [illegible] 様 [illegible]

一 会安を [illegible] 一里 [illegible] 川上の湊に [illegible] 形千五百
[illegible] 有 [illegible] 通り 様 [illegible] 張 [illegible] 所 [illegible] 大 [illegible] 土 [illegible]
[illegible] といふものとなし [illegible] 草 [illegible] の [illegible] 又寺ハ
三ヶ寺 [illegible] 小寺也 一寺の [illegible] 女の [illegible] 額
に海国 [illegible] 文字を彫 又一寺ハ配徳 金山 [illegible]
五字の額を掛り 一寺ハ [illegible] 薬師 [illegible]

外の儀を略す

一男女ともに白粉の人のぬし 一顔色白く人品よく別て婦人
は紅粉と粧ひされとも美薬也 又官人なとしく尺くし
人は衣類に偏る 純白を用ひ出入すれは必日傘
をさし かかる さますなわちなり

一ニホニテホを檳榔子 ホイを牡蛎灰ありて是を 喫すれは暑熱を除く 依て人用ゆれはこれを 出す事和朝に茶 又は烟草を出すなれと 同し

一当時の人は貴賤ともにニホと云木の実とホイ 牡蛎灰
と云白粉をカウと云木との葉に包て茶事中菓子等
并時に是を喰ひ又は刻て烟草へ雑へて噛也
おに煮汁ともに唇に塗り又歯黒くなれせなくし
是は味ひ識る也 かしく滋味有て口中もし変ることなし
し役用なくし 宜実の答なれとも必す是を出すを

常にすなわちなり

一正月に門に葉竹を一本ツ十五日まで建 年新衣を着し
新年を祝ふされとも 出頭ならすして 知式行りとも足す
故に又男女正月の飾れに北義長を作り紙を一重と嶋
板の両端へ丹塗きたり 膳を〆板の上に二人ッ乗り
しきを突もし 遠物をふひめくに振り動かせは漂
をなりし人自然ともなり 倒れそうにもなり
手板に面白きまて覚えたり 又五月五日に生菰と
笹の葉に包みて蒸して粽のなりしく喰す 又菖蒲も
割みすれとも差へ用ひす かしむしの葉の汁を以て染
なし 又此日に家の門に 熊沢を飾り 幟に鍾馗を立

左右ニ十八挺の鎗を立十八人つゝ之をあやつり
征鼓を以囃しハイハイと云ふ粧彼の行列を争ひ
讃酒歌舞れけり

一云ふ安南国の人
象をボイと云ふ役人
ハツヤンルウといふ也
へし

一南京人ハ横川ニ舎あり三里計も隔たる村里へ
象を乙入飼れしに象の足を痛めりとて丈一丈
ありて嵐色也笹或は菓子を食料とす
象へ象のおん餅を投しに鼻にて一餅つゝ
取皆ニ至り之を取人ニ渡し又笹の葉芝茨ね
を鼻にて巻之ある餅ちく刈しやくに切れけり
又象を使ふ人は象の背に矢倉の様なる物を為
其の上へ掛ヶ四人乗り水飼ニ出行也象小ほとけ

當人も有りとて国王の飼象かと思ひ候哉

一云ふ手案盆ハ
野方にしてよし
或ハ旅僧鬼かとし
何とか云ふ

一七月手案盆ニハ家々ニ燈籠を吊し又ハ
もあり又葬送ニハ三尺ほとの棺を外棺とし
て其上ニ人余有り四方ニ彫物有りて之を金銀ニ
て彩り其上ニ覆ひしを織物を掛十六人にて舁き外
様々の造り物を錺りし輿三ツ四ツ有又位牌の様
成物を織物へ書付此の上ニ載せて六七人にて
持又長刀の様成物を有ちかりたるにて立列也
又おし人ハ様々の頭巾を着けり錦天蓋を四五十
ちかつと立並へし人も男も布を以へきを付し
帯も同し様成布を以て頭ハ頭巾を結ふ如き一様成物

先二間計りの墓を作り其中を広くし婦人衣類のや
うなる棺の前を飾り鬼のぬく彩り段の様を
擬へなんと一人の婦人を又傍十人ほと扇色の衣
に袈裟を見立るとも知らぬの僧に勤むる所し又
胡弓三味線笛篳篥陀鼓(?)太鼓其外見なれぬさ
れ鳴物を打鳴し此人数三百人計通りしや彼国
の風俗にて其人死して廿日計り葬埋のる如く
家内に棺を居置下宿のまゝ当座に棺を埋る
様立て丈て様式に従ひ葬礼の式を執行ふとそ
南京のトンタイクロン　安南王の居所ホイホン国とやらん
以上初入れし　此国より　池邊に出せし　清楯船(?)貢船(?)

安南の国都西京國ハ
今あまり柴方まて
隔り四五十里計りて
一日に見へける(?)

にかゝりし上下十四五人程従来狭しきを思ひ彼人を出し
と思はれし

一 安南国ハ火を焚付る時硫黄を附し附木を用ひず何く
もの作ハ火を焚木ハ吹付ぬれハ忽火移り散る早竟
を喰国故薪柴木にも乾火に移りあるとも思し
乙く深くの作物自然迄具を砕き焚しに附木如く
火燃へ移りするよしに大に困りし

一ある薪ハ雑木を
焼くあれとも松杉ほの
立木を見ず材木にあし
るる木を取り日でくるり
り又雑竹ハ材木のぬく
伐り出し方法を見すり
是れハ立木を見る事ず
あるべしと(?)

一 安南の稲作を一年に再収するる様に陸南人葭を
仕立霜月苗を植て三月に刈廿日苗を植て九月に
刈田を植ゆる事此[illegible]のぬくあれとも苗を倒に
植く稲を[illegible]にして植る稲の丈ハ七八尺にある

二十年來此邦の牛を見しに大きく事多く黒き斑あり
しく此邦の牛に...角

刈時は穂首を中刈りし小束にして牛に踏せて扱粒
を落す 稲扱を用ひず 書て南京人に尋ねしに此国には稲こきの図を見せしに同様なりとぞ 田を耕して
牛二匹にて犂一挺を牽せ堍を深く耕す 牛異国と
取りよりは自然と馴 牛は折て見えて又馬に似たり 此邦の牛より大きく 駄獣馬
把抜を大概日本に同じ 蕎麦 麦 稗も之に又南人の大豆
小豆 大角豆 粟 黍 粟 大根 芋 茄子 蕃椒 夕顔 西瓜 木綿 等
を 此邦は日本に同じく菜の類は冬月の備として年中
絶えることなし 常に有二毛作 南京の至便 此邦の四月始めに
刈しく稲葉枯ることなし 蝗も絶えて無し 山野も青くして茂生
し冬枯といふ事なし 田畠を一概に耕し体く
代く耕して田畠は多く 夫も田舎の国へ入来の傍らに

一丈の直の價一挺
十一斗の...

此邦の一升程は我国の銭十二文 酒は二十四文位なりき
是を飲しに此邦の焼酎よりも辛く しかし香気宜と
云しが長くを飲みかねたり 又木綿の價上等にて一尺
十五銭位也 南京の一尺を 此邦の一尺五寸ほどにしたる
此邦の尺は直せは一尺十文ほど也 又南京の銭は 此邦の
銭と同じく 政和通宝 大平通宝抔と真文字なく
鋳出して 古銭なれども金銀も色も悪しかりき 珍らしき
是は錫丹とやらんを入て製するなりと南京人物語り
せし 又南京は銭多く入交て通用す 此邦より尺も
銭も多く来て 我国を銭通用させて何れの大商は
何十両文何百両文と勘定して 金銀は常に通用

あし　又小粒といふものを見るに今あまく或人示く
ま金を見せしに其形長サ四五寸ほどにて厚さ三分
計
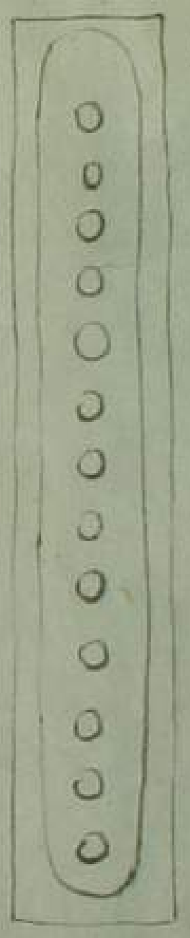
ぬきにして中をくりぬきて極印
有重さ廿六十目程是ハ常に通用する物にて見くずれ
ハ六十文を百文と定法く我国の一貫文を
本邦の六百文に当れりさしをトウとトンタイクワン
と南京より銀一貫を積来て一万二千貫文請取
くれ家に持して積来るを南京へ渡すをさまさまにいくし
なり

一　安南国より買積し唐船有　砂糖　胡椒　牛角　牛皮　象
牙　沖香　奇楠　檳榔　鮫　紫檀　の類并に　孔雀　翠羽　鸚鵡

鳥のめく来る猫のぬきを庭の木に縛付て見物せしを
見れハ長四尺斗もくし四尺ハ八尺或ハ一尺余のも有

一書に砂糖の價ハ十五斤に目入一貫文をあたへ二千文位にても売れ持に一斤五六十目ほどにかれハ一斤の價ハあ南錢文余くあり
一書に見る所の日あ南國よりハ人銀を休み物の銀とも南の方へ持し

一　今あるく砂糖を買来てまかを見しに体を揃へて
のぬくを造りて庭へ砂糖を山のぬくやけ至りて純白
のぬく出る物へ拵へて入置甘橘込　本邦の五斗俵位
のもくみ同じを拠改来くて取へて弐千余積入る
三外十七八艘の南京船いふれともをを買て来る積る
入りあ南もの唐船に砂糖も一と思ふ

一　安南国の去年の暦を買ひ得て国号年号清朝と違ひ
大越景興二十七年と有りて当亥国ハ本邦あ南ニ九月也清
朝ハ七月に閏有り故に清朝とは別国別王と思はれ侍る

一 安南人ハ南京人ハ子孫也 それゆへなりたち心も卑くおよ
の指を組合せ拝礼を少し屈く ゆへをおなしくする事なり
一 安南人の太刀ハ 本朝刀のことく 柄ハ縁頭鞘の
抜く方 本朝のことくなく 鞘ハ銅金なとへ 本朝
の三度見物のことくに 総体の金具を図しされとも
彼国にてハ 帯を首にかけ 柄と鞘との両端を糸にて結ひ
これを 左の肩を太刀ハ右の脇へ下帯にさす也 剣を首に
見るに 南京人の細帯にて刀をはいらせ 武器の
用ゆる事なし
一 安南国の猫ハ 猫のことく長き尾はなし 又尾あるをも
とくを切りてハ人も尾を切る事なり

一 安南国にて 蝋にて又ハ卵を煎く 事にて鹿の中へ京
を入 抜かへる 法なる様をなす事しと
一 安南の剃刀ハ小庖丁のことく 角にて柄を付 不用の時は
刃の方を柄の中へ納

南京人も同様なり
一 安南の履ハ 表ハ草にて 甲を紐にて 用ゆ 木履
ハ緒の仕立とも 本朝のことく 又雪駄も有 又 本朝の
ぬし 草鞋ハ 本朝の仕様に 本朝と同し 当然ハ 指へ
履をはく 履なれを先にて 草履を用ゆれとも
皮にて製する事もなし 縄網にてタウ
イチコシコロウ竹なとし割て 竹をもって 用ひ大網小網なと
竹を細く割 結ひ合せて 梅なと大竹を以て所の川にて

一書ニ安南国ニ孔雀鸚鵡
雀を見し本邦と同し
麝ト在ハ見ト申すし候外
鶏ハ本邦の形をしく
蚕蛇ハ夏也の内ニ有く
けしかミニ虎出し候
大猫ハ本邦と同し鼠を其
形ち大ニし猫のめく
猿尾もく猫のめくみし
く蟹ハ本邦ニ有を
蓄ニ行ハ尾を切り猿を
安南訛ニてケイトと文蜂
何ニ候へ今は見へず
又雷ハ四時のかミ有く
本邦ニ有ハ蔵書ニ見ゆ北京ハ
覚へす又安南の人と深氏
ニ訛押しをとる本邦
人ハ弱し右七人あり
も訛ニカ何ハ化あり
此今南ニ来りし人とこれ等
ひしをよく頁らぬ大ニ慣り
を今ハ宮承ニおほへしと見
へし也を止めしと見へ候
は
一書ニ今安南ハ街の家ニ塗り
婦人ハ手を塗りハ大小便を下し
何とハ水ニし洗ふ也

杉の小字ハ多くは竹の杉也

安南よくハ南といふ字を粟と書也

一今安南の湊ヘ去月より南京船十七八度或ハ廿艘ニ外

唐国の船くの来り七月来りまく 商売交易す何れ南京

人あまりも千二三百人滞留すれ也へ此方よ市中 往ひかく

市をとふす船り出るよ田舎船く 糞汁を用ひさ船也へ

厠ふ使所をいふ船く出ル事船く男女ハ櫓よ

安南を宋地へ下す也人跡退の奥字 異を 〇終ふ

をかりなりとく

安南語

一（モツ）
二（ハイ）
三（バア）
四（ボン）
五（ナム）
六（サホ）
七（バイ）
八（タム）
九（リン）
十（モイ）
百（モツテン）
千（モツチヤン）

一書ニ 一二三五六七八千 貫
日月霽
海
大官狂 病氣 病笑
泣
飯
葱 笋 韮 瓜

日月（ライタン） 星（タ） 雲（ヒイ） 夜月（マツタン） 正月（モツタン） 二月（ハイタン） 三月（バアタン） 風山（ヨウサン）

雨（モ） 降（ハツ） 水（スウウ） 暗（トイ） 風東（ヨンコウ） 風西（タイ） 風南（コウアム） 風北（ヨウホツク） 安南国（アンナクハリ）

日本国人（ニツホクハツヨン） 安南船（トヨン） 大明船（タウ） 東海（トンハイ） 父（チヤウ） 母（ミア） 妻（リハア）

子（バン） 兄弟（アンアイミ） 姉（ゼミ） 妹（モイ） 男（ゴタイ） 女（コガイ） 病氣（コナイハ）

男根（カリ） 女陰（アン） 臀（ドン） 臍（ルク） 烟草（ノヲ） 床（イシロウ） 遊女（コロウ） 死（セウ）

煙管（ヨンレウ） 食（アンウム） 飲（アンチ） 喰へ（クーフ） 飯（アンコ） 酢（セム） 茶（チヤイ） 湯（タク） 酒飲（シウヨン）

飲茶（サンチヤウ） 米（カウ） 粟（セウノ） 大（レ） 石（ヲ） 大豆（トカン） 蕃椒（フン） 藤豆（タコ）

味醤（トン） 葱（ウン） 生姜（コン） 芋（モン） 薩摩芋甘藷也（コハイ） 大根（アメイ） 茄子（ゴテ）

笋韭主（シコンキウセイ） 瓜柚（ノウラスタ） 玉蜀黍（ハツ） 黍（タンセイ） 橘（ホケ） 豆腐（トホウ） 砂糖（ソン） 餅（ハン）

麻（カイヲ） 西瓜（コシノ） 菊花（ホアイ） 胡瓜 竹（タイ） 鬼燈（ナウ） 雞頭花（バン）

薬（トウ） 砂（カツ） 雞（サア） 馬（コ） 午（ウカウ） 魚（バア） 猪（ハイツタ） 猫（マイ） 鼠（チウ）

餅 柚
胡瓜
猪
羊兒 家猿 鳥 海老
手帆 衣服
扇子
油 剃子 舟端
呑 諾
労 早 寐 行矣 道
何處出 帰 不管

家鴨 鳥 木綿 綃 手巾 着物 綿襌
扇子 筆 墨 紙 尺 筬 箸 山刀
鐇 剃 桶 柄杓 崖 笠 桃燈 蠟燭
油 碗 小碗 箭 笛 柱 帆 碇
綱 紡車 米嵜 轉轆 石賣 賣 買 呑ヤ 諾
價 如何 何程 有無 善悪 忽戯 食 方米
可集 飽 腹 労 泣 笑 休 貰 痛
行樂 何所出

陸奥の國岩前郡小名の濱の船子久三次と云
者等領七人の者乗りて常陸の國那珂湊の浦
なるを同しく安南國より遣船にて帰朝
せし 話

一明和二年酉の十一月二日奥の小名湊を出て中之作の湊
四郎右衛門が船に商ひ米を積みて船長船子共五人外に
宰領一人乗りて船を出して帆す その月廿日に暴風に
あひ船の足を損じ海水の入りしを防ぎて積の米を刎
捨 風に任せて大洋に漂ひしが、呑水に渇して船子は白浪
しつの小便を飲て喉を潤し又は汐を汲湯にし湯を沸
その湯気をとりて飲みて堪へ忍び居て

飲水をほすこれ故に六人の水主の内に病死するに
三人よく水に渇て死しけるゆへ前に檣帆柱に
伐折りし西へ吹けるの風に任せて西へと流れしに
漸くにして日数を算ふれは八十三日にて明る年
正月廿六日に安南国の天の郷といふ所へ流れ着て
其年の六月十日まて逗留して此国郡四ケ国
大越国とやらんいふ所へ送りつかはされ一日ありと陸り
しまより川船に乗せられ昼夜漕行しに同じき月の
十五日に四本国大越国とやらん中所へ送り着にけり此所の
城は市街より見へ見えけれは城郭の内へ入りけるに
由あれとも此都今の戸田千軒余もあるへし又所々

皇位王と申せしは祖先より卅代天子位を継き此年十三
歳のよしこれを大明より称するよし此帝いまた三
年の喪の内なりとて鳴物なと停止なりき但此所を
国王付きれ人の居所にしてあり安南国王の都城
をは[illegible]とて今の国王の名を絶紀まて称し京都城
へは今ある湊より五十里有余と申へし
一始く此国へ漂到せし時我々のするに山を見立て此へ船を
寄せられとも人の栖されは山奥へ風に任せ西北を指て
走りしに安南国所の郷へ上陸してける然れとも人なしに
有れは何国といふ事を知らす是や天竺の地ならんとおもひ
つと林の中へ入り人家を尋求めしに人に見れされ

容貌の人出来しゆへ大に騒き恐れけるにそ数十
水に渇きしけれハ此人に掛りて水をもとめしやと船に
踏りしものとも呼ひて二人一日に水を請ひ飲し
内に所々より人多く出来り船中に踏り米包を
悉く奪ひ取りて其後男乗りて紫米など荒し居
女人をはしふ角き人来りて世の人船を返してまた
事問けれと横になれとも言語更に通せすこれよりなく
荷宰領七左衛門幸ひ硯箱を持来しけれハ日本の文字
小名村のもの其弟と国王の租税の米を積送せたる段
船に乗りしに去年酉の十一月三日の大風に吹流され数日山を
見ることを得す六人の内二人は水に渇して死し一人ハ大病

のために吹荒され溺死しけり其時の次第を書そへ書
て見せけれハ二三人の者悲しき顔色にしてこれを見て何国
へか持行けん其後又尋ね来る人もなくして此所に三人共そ
一 安南の人剣を佩して前後の人のかく常に帯する由
又鼻を抜く眉に捉られたり
一 其の郷に居りし若き宰領七左衛門踊りの真似をして見
せしに彼国の人も大踊りして見せたり
一 四本国より川原来りて送られ昔をこく今の湊まて
常陸の国磯原のものまて一日に彼船に便乗し
たり
一 会安ハ市街の長さ凡一里程横四町にて大河の湊まて

大河幅凡七八町ばかりも有れへく湖のごとくまんまんとして此河
より海口まで二里余り有り 潮ハ今あまり二三里川上へ
さしのぼると云ふ

一五六月の頃ハ隣国の商船三百余艘今あまりに湊に入込
の体すハあまた南船寄り集りて賑ふ 扨又此商船に婦女
子も乗来り 来れハ一と月ほどの妻妾に成るへし

一今あの家作ハ楼板を張り簾莚を敷 但内の方に土間
を開き表裏に蔀戸も持り 町家にハ天井なく官舎
にハ芦のごとくなるものにて組し物を天井に張り割竹
を以押縁となす

一街の表通の家居ハ皆瓦葺の塗家にて造作よし

裏町ハ草葺の家多く二階なる家もなく草莚を敷設しく
戸障子襖屏風なとも有し

一炊しきする所皆灶炷にして囲爐裏といふものなし

一街の幅至て狭く漸七尺五六寸なるあり

一在々の家作ハ茅葺にて本邦のごとく下屋といふもの
をもうけり 漁家にハ五十集(イサバ)魚売あり 棒手振(ボテフリ)小商をも有り

一今あまねく児童の手跡指南所を尽して男児十人計り
女児五人居ても男女席を分け頭の髪の末ねじりを
男女同しやうなり 皆ハ字を学ぶに文字ハ大学の序
の字の大さなるを習ひ手本を習ふ事なく五六の字を
本邦の延宝のごとし 指南する先生の教を二重のごとく

其髪みしかく後へ逆さまなり 櫛をさしたり 机ハ本邦のごとし
南京人の机ハ画に書し 唐机に異なるなし
一 南京人ハ硯を用ひて 硯に墨を摺り入筆をとるを用ゆ似て
硯匣といふものなし 履物ハ大体雪踏を用ひ 衣服ハ
貴人ハ本邦の 胴衣のごときものを下に着し 上下となく衆
役人を始め又平服袴も名付なく 布衣といひ 南京の人の
上衣を布衫(フウサン)といひ 衆役人いづれも上着のものを 靴(クツ)といひ 足帯を
襪といひ 帽子をマフツウといふ
一 南京人 擔き商ひする人なりしハ 裸にて 犢鼻褌ばかり
を着したり 但 本邦のごとく 褌の端垂ハなし
一 馬ハ 本邦と同じ 農民ハ牛を使ひ 官人ハ馬を飼ひ立

牛ハなべて鼠色にて 黒毛かはりなし 角曲りて
本邦の牛とは少しく違ひたり 尻ハ下へ板を当て引り
食するものを持なり
一 今あの挽きの居ハ 小さき方の町裏に有て 手ぬ作 楼をなく
裏を塞く 唄ふ者ハ琵琶を弾く 胡弓 琴 三味線を持り
揚銭一貫文なり 又百銭位の 銭しきもの有り 衣服ハ
縮緬 八条 緞子など有り 但し 藍染の無地なり 多く
染屋ハなれところ 無地染にて 模様染ハなし
一 會あの町に 標蒲有り 拾文高といふ文字を書し 着板を
出し 金四割なり 基ハ一の裏ハ六 二の裏ハ五にして
本邦の者ト替りなく あしく大振りにして 賽を以て遊り

掬卅基を皿の上ニ穴ありて穴へ落れは其を取
て勝負を分別をはかるなり
一双六盤ありて日本の物ニ同し 碁象棊盤もあれと
碁を打組て 日本と同し されとも勝負ハ石を多
く取たる者を勝とし目を以算ふる事なし
一紙牌を表ニ種くの画を書背ニ黒文ハ灰色にこれハ
婦人の慰ミ 日本のよく弄ふ所のそれ係なる
すものなり
一安南の人ハ都く 勘定をする時ニ算木を以し南京の
人ハ 日本のめく十露盤を用ゐ其れとも 此十露盤
上の五玉 一ツ宛なり

一卜有ありて 擲算木をもく 判断を市街にて十二段宛にて占
ふなり
一帛を横くして 日本の画帛のぬきもあり 傘 扇子なとは
汝の様き帛を用ゐたるを見へたり
一蛮扇を棕櫚の葉のめく 日本の芭蕉の葉を圓く切て
種くして荘厳しく 其の木大き一尺四寸位ニ三
二三丈ありて 枸杞(?)樹なり 其実ハ則(?)ニ三十日(?)とも
其れハいつれハ楊柳樹なりん
一扇子ハ安南人も南京の人も四時ともこれを離すことなし
一佛前ニ線香ハ焚かて 抹香を薫せしを見たり
一器物を四方ニ取て 物を少く 圓なる物多し 机案の類

も亦同し

一 飯を炊く鍋ハ口細くして 本邦の湯茶釜の如く

一 水を汲ミ土瓶を用ひ中古より 塗りし桶なとを

粉あし

一 茶鍋茶釜も皆土瓶なり 金もなく 本邦の如

く茶席ハなし

一 料理ハ熟りして油揚物なり 茄子も油揚にして食す

その油ハ木の実を以絞る

一 餅も粉にして 絞る事なく 蒸して春餅となる是れハ

南の人喜ひて 冷ひしても中々かくしてハ食す

一 為しとく食せさる人もあるへき

一 金子ハ 銀のかふ法の様なく 秤にて掛けて割取り

十文字打ちと法に知らし 又今といへハ銭二百文なり

一 秤も大小二品あり 五升ハ五升入一斗入有 商人多く用ゆ

丸盆に似たる

一 銭ハ 本邦の銭と同しく木にて造り 唐銭 唐銭と同し

其余ふんあり

一 棹金といふもの有 長さ一尺ほと 細く作りて一挺銭二貫文

わたる 南京といふ

一 唐紅 紅毛紅とも 碇ハとろ木まて 是に西海にて 海底泥

なと紅に染るには 碇ハ用ひす 細も多くハ 椋櫚を用ゆ

一 雁は 皆備まり 鷲有 本邦と同し 唐土にて見ること有るも

聞しまれなし又又鸚哥とて緑色の鳥しきなるあり
物言ふとて人の口まね似を能くす鶏よりも少し
く大きく背黒く腹に白き斑あり孔雀ハ一疋五百文
位なり三疋五百文位に売買すれるなり
一松の木を多く見へず寺の庭に一本ありしを見しに
日本の松よりも皮円なくしてまへよくされ同じ
一石碑もあり自然石なり意石ありて蓋石なし
一今あの南へ四日路行ハロナイハッテンといふ所あり南の限
なりと云南に山を備へて国あり名をと見れまする先生を安南
と不和にして通信なし稀に来舎するれあれど必ず争ひ
になふと云ふなりを申すなり

一此年安南の年号景興二十八年なり中古の金を受されし年
別に年号を立暦をも建といふ
一五月夏至の日中まで人影なし南へ移れる
一市街にて閻王像一幅を銭百文に買来り彩色せしに彼
画の風日本の画に似たり
一五月五日には幟を立て軒に蓮と外に見へる草を新へ
て挿たり
一七月に盆祭もあり十五日より精霊棚へ木主位牌を飾り
又は三界十方仏と書て表装して床の間に板へられを張
至又寺院にては餓鬼と見へて檀を飾り板にて
大位牌を作り五色の紙へ三界十方佛と書て張付

法師四人木綿の灰色なる衣を着し鉦鈴柝子木又
柄ある磬を打鳴らし南無阿弥陀仏と唱へしなり
一 釈迦如来といふを安南人はテツアアニウライと称ふ 又地蔵
と書くを見せたれはハチタンと読む 小京と書くを見せたれは
北京と読めり 南京人大清と呼をあるか安南人は大清と称ふ
大神宮の札を見せたれはタイタイコンと読む 又与三郎 久平次
と書くを見せたれは片仮名のことく読めり
一 麺類をボンといふ 安南にも小麦あるし 米にて製したるもの
あるべし 碗を多く器多く塗りし碗をなし 汁は
醤油なく 味噌もなし
一 煙草の吸方は今あるもありし所の役人たのことく

書しもの 読ませれは 答もせさりしと

此是安南國會安市吾聞日本
國舟便来娼看不知日本舟人
行何事到此處看其舟内空虚
並無貨物何以為食便回本國
吾不通日本言語耳不通聞乞

下筆字以知你船行何處至此

一 今あの役人の許へ出す 我書彼の所の人ハ杯とく
これを書しむ

日本天下水戸國六人乞付
回去上海船

乞大翁臺下把上海船回唐乃
付候騐淮許行勿阻當茲イ

一 今あの人ゑくる作りたのめく書しく役人の許へ
出す

日本人披風飄到貴處不得回所

而令存九人等
望
諸公垂照憐憫
前日約此日本人九名配給仝上海船回

唐由前日已給配完然各船長言外國之
民不敢載回上海船如別艚回廣通亦不
敢載各船長有許錢此二少錢為火食待
後日有船去港口即載行得回本國
林美廣等名可説與知

景興二十六年朱月十八日
丙戌七月大官出

一南京の役所ハ示し方ニ叶ハすして今あの官府より
出せし右の書面人を報して写せしなり
一今あの人来りて右の如く書て足らぬと謝せしより

五月間我兒在店外許你米錢至今
你不記得

生生鳳記花素羽細棟選洋機
加上製作經緯純熟顏色鮮明
與衆逈異今蘇州閶門外接
官亭開張門面照號發客誠恐
無恥之輩混將低貨假冒本號
各色欺詐 客商為此時加訪
帖凡賜顧者須認明生生鳳記
招牌圖書方不致悞謹此告白

一今あの人たのぬく書く深おし書の写

前日日本各人工夫再
明日来送銭添火食

悲歡離合三杯酒
南北東西罵蹄

前日十一月下處大官借来此

一南京の船主トンタイタンと（姓名ハ曹休三と云ふ）あ南京へ渡せし其の目録の草稿を写し由へ写し来る たのめし

欽差内務府崔景山船長林舫押艚曹休三謝靈昭稽首拜謹
奏為承開本艚通船行李貨物撰調奉納
上上御肴
一日本國古銅大花瓶弐件
一日本國古銅香爐弐件
一古銅小花瓶一件

一　細畫古人名圖手卷弐画
一　細顧繡定織寶監物断各色嚢拾部
一　宜興各色花魚缸弐隻
一　宜興各搓

一今あるし方を雇れし賃銀弐貫もらひし銀と南京の
人に頼まれし其の代り取りとく銀後一匹ばかりを
与へしるその銀を包として帰りに船のぬき文字限り

掟今日本船人可工下送焚　下
處大官

今有上海艚茲年𣦸生理日本國後日
我交日本等名許上海艚廻四本國

於汝等前年難遇風飄入
貴國事在天也幸得平安汝
七人命在前定而已目下年
福遇上海船欲往日本早帰
故郷見父母妻兒幸甚可賀

亥三月朔日

一林美廣といふものコクノロンサンカ姓名ある鄭惟綉といふ福建の
人にて是も又我〻を乗せ来りし王世吉か船の中に添を
そへ〻欽差内務と記せし札十六枚見へけり
一船中の菩薩棚を家〻時に金鞍を以しちやほめ
を此〻祝ふ
一我〻三人明和三年亥七月廿三日王世吉か船より上りけれハ
長崎の出り所より諸役の者附そひて後御屋へ入られ
其後漂流より安南国に在りし内のことハ書附を以て回
御口書といふものを御附し後長崎の諸役へ記
させられしに明和四子五月より御奉行人の御附へ
係役に来ちらはりけれハ其節出立をへしと御付

同しき月十五日に長崎を立出豊前の国小倉の城下
より船に乗り二月朔日に大坂へ着船し又ここを立出同しき
月廿一日に江戸へ着船して御勘定奉行へ渡されけれハ小
名の浜を支配せる御代官蓑山外記へ渡されまた其より
送りの人附添同月廿二日に古へ小名の浜に帰り
着ぬ

鼓又ハ古後又ハ古渡とも

薩摩中将斉興朝臣の家従古後七郎左衛門深川
伊左衛門税所長太郎其外船子等琉球国より
広東省へ漂流して唐船の便りに送られ帰
朝せし話

文化十年薩摩の代官新納次郎九郎琉球国の
大島へ在番として遣はされけれハ古後七郎左衛門深川
伊左衛門税所長左衛門伊集院清左衛門江川金三郎五人
のものも新納に副て彼地へ渡るへしと主命を
蒙り同年後直川与左衛門末子丸三郎等と同船して
三月廿一日鹿児島の湊を船出し四月廿八日大島へ
船を着船して在番せしものと交代して任満ぬれハ

同しき月十五日ニ長崎を立出豊前の国小倉の城下
より船ニ乗り二月九日ニ大坂へ着船し又ここを立出同しき
月廿一日ニ江戸へ着しニ御詮議有りて引渡されけれハ小
名の濱を支配せる御代官蔭山外記へ渡されまつり
送りの人附添同月廿二日古へ小名の濱ニ帰り
着けり

薩摩中将斉興朝臣の家従古後七郎兵衛深川
伊右衛門税所長太郎兵衛等船子ニ琉球国より
広東省へ漂流して唐船の便りニ送られ帰
船せし話

文化十年薩摩の代官新納次郎九郎琉球国の
大島へ在番として罷越けれハ古後七郎兵衛深川
伊右衛門税所長太郎兵衛伊集院清右衛門江川金六郎五人
のものも新納ニ副て従者ニ属して罷越へしとの主命を
蒙り同付役喜川与左衛門弟子丸六郎等と同船して
三月廿一日鹿児島の湊を船出し四月廿八日ニ大島へ
船を着け前ニ在番せしものと交代して任満けれハ

薩摩より文化のものの渡り来りしに代官新納次郎九郎
伊集院清左衛門江川金六郎同附役吉川与左衛門中ま丸
六郎左衛門別船二艘に乗り古役七郎右衛門染川伊左衛門
税所長左衛門三人を従者十一人ハ薩摩の国阿久根浦
段左衛門か船六百五十石積伊勢田丸船頭坂元小平六人
外に琉球人ハ八人乗りし船ハ大島より薩摩へ
貢として献所の黒糖三十二万斤大莚二万米并粮米
薪水或ハ在番のものの乗りの硯物など積入文化十二
年八月十四日大島の内大熊といふ湊を出帆せし
処に其夜却風吹起し悉く吹離されハ二艘の新納次郎九郎右衛門乗し船
船ハ其まま大熊の湊へ帰り薩摩より十七日ハ風吹よろしかりけれハ

三艘ありしに纜を解き走り出船も無離れ廿二日大島
の内東古仁屋村役所のある碇を卸し七郎右衛門伊右衛門
長左衛門等の三人従者を召連上陸し類船を尋ねに
此所津代といふ湊に船繋せしよしいふゑハまた走り
三人とも船へ帰り順風をまちて薩摩へ針を向走り
しに廿七日の申の時より俄に東北の風吹起り救
入りたる檣も動きぬれハ帆をおろし船に水を
も溜を切捨て仏神に祈願を籠廿八日にも少しに檣頭
折りしかハ詮方なく伐捨たる同日未の時に大島の
西間切といふ所を廿里程に見えけれとも風烈しけれハ
船を寄すること能はす漂流に風烈しく成りけれハ船中の

荷物を刎捨舵を揚けるに働きしに廿九日の巳の刻より
巳午の風に吹来り亥子の方をさして走りしに次第
より舵折れし由へ艫の方へ碇三挺を下けに留め難く
二挺の綱は擦切れ晦日にも又西風強吹出し
究果時船は国へ来らし（しかしながら）三人の苫料
の刀剣髪を龍神へと海中へ投入風静かならんを祈に
其の巳の刻より小風に吹来り九月二日まで同風弱
由へ何とぞ他方へ寄らんと荷物を刎捨神鬮を引
に今明日中にも地方を見出すべしとの神鬮を得し
まゝ船中一同力を得歓喜して流れ次第に漂ひしに
三日に至り琉球国属の島を見かけんと思ひ居しに

三里程にあらん故何とぞ船を寄せんとせしところ終に
見失ひ水も尽き切し由へ汐水を煮て取飯を
炊き呑水とし飢を凌しに天の助を得て四日
まで漂ひし由へ桶鉢などにも水を貯へ船中の
ものへとるを清国ひ行く五日よりも…を
も日々風にまかせ漂流せしに此人根浦の水も…
先頃より病気づき枕につき着病人抱き…
しかし廿一日に死失し…
納底にて…唐国にて十夜亥の刻とも…
此小船の唐船来り…
由へ招き唐国のうち陸地近く漂ひ寄りしと…

一同力を得しに明る廿八日まて船の寄白踏ることを
見定しかへ深地方に近寄しと少しハ心も落付たる
十月四日まて唐国漁船と見へて三十艘ほと漕
浮ひたるを見るしかへ以様子を探て招きけれは端
舟に二三人の唐人乗り来りしかは地方へ我船を挽寄
呉へしと書て見せけれとも解しかたき中に唐人又此所ハ
唐国の何と云所なりやと書て見せけれハ
も解しかたけれやしかたなく天地と摂漕帰りけれ定て地方
え往来するならんと思ひしに明れ共来す又ゝ数百
艘の漁船を見掛しかへ招きしに十艘ほと漕付し
まゝ地方へ挽寄くれへしと仕形して頼みけれは

されとも何かしくて漕廻り此所ハ去唐国五里斗りに
地方を見出しかいかなる国の中に流球の人にて
他国の人薩摩へ往来せし船なれは唐国へ送り届る
ものならんかねて守りて何ほと相済むと物年のあり外ハ
月代を剃らせ衣類も我船の様を見せ実名と以て
を孫助と猿人善次郎久貞といふもの矢太郎と名付て段
地方を志し船を寄せしに数百艘の漁船集り居たり
其節風吹出し波荒く成りし故ニ碇を下けて
船を繋留たり　支那の唐人共は碇をおろし所を守りけるに廣東の内恵州府の内近く寄りへし恵州府にハ大明の支府方知府と正四品の官にて官二役程到なれは巻ふ　明なるを計りけるに風波烈しく
しく三里ほと沖の方へ船吹出され碇綱も捩切れ去へ

鉄砲刀脇差并粮米衣類等迄の諸具を投入
端船二艘に取積り本船を取捨十五六町も漕離れける
一艘の端舟へ大波打かゝりしゆへ危難の身へ一同に取移り
彼波入の端舟ハ取捨凡一里ほとも漕行しに先にて本 其舟ハ端舟へ取移り[illegible]
捨し本船より火燃出す 火移りて燃上りしるしハ[illegible]
[illegible]焼しなるへく 夫より濱辺へ端舟を寄せける漁場とおほへ
しく小家十軒程有て唐国の人二三十人集り来りしゆへ
此等囲しけるを[illegible]しく見ゆれハやうやく此を揃しくと
相手ニ貴へし由へ甚請く食し端舟を[illegible]
携へつく四八人を陸へ上りしに小き家有けれハそこへ
立寄 取より持銭をし食物を食ひ故地名を彼国の

人に問ひしに 廣東省恵州府碣石鎮の内なる由 此の方
三里程に碣石鎮有と答ふ 依て小き旗を立て上
船の方を望み見なから人家多く有と見ゆるゆへ
此所を立去凡十七八丁も小道をさして行かたの従卒二人を
具せし官人出来り 此官人を[illegible] 唐人[illegible]
未入流と称へ従九品の[illegible]
[illegible]
に府城への案内を頼て 両又船宅迄 船中に虚病
を煩ひ此所より彼是衣抱へを出り来らしむ 彼官人
に駕籠のやうなる物を造りそれと仕方して見せけれハ 橋と唱
之木を渡したる物よく 抜へ中に竹を渡し是を載せて
担木有凡二百程つゝに仕立せしものを夫人二人して舁来り

宅島へをかへせ海邊の塩濱ありける所を一里ばかり行
て廣徳禪寺といふ寺へいりてこそ碣石城ありけり
まづ彼客人案内して人家或は國の中を十五六町も
ちかく行て碣石城内の官所へ出して何か尋ねけるにも答へし
王節中唐人の廣徳禪寺 碣石括城のうちを尋ね彼寺に名を秋也
とあるゆへ用ありて碣石将ち廣東省惠州府の内なる武官の人おほく
官府は剣ち侍衛と称へ正五品の武官の官府あり此所は兵馬捕盗の事
を司る捻兵官の指揮を受る捻兵官は従六品にて兵馬を任捕盗小を
司る伝武官し
とふ
右城は凡二里四方経り塀櫓をれく門を
石門ありて扉を張の延べ見るを張りて城内には町家軒を
並べ官府を尾背にて千佛寺などといふ寺もありし商家凡四五
百軒ありけり魚肉などを獵にて家々に傍布を商ふ家
菓子屋茶屋などもありて見へける故官府より彼客人同道し

てすでの廣徳禪寺へ戻りけれは上官まへしといふてゝ唐人
も附添ひ寺に戻りぬ
碣石陸へ行さ路にて婦人を見しに髪を頭の上にてゆひ小さき扇の
めくりあり其の家業花のめく子供きくもの如くをいてさ紅粉を
粧ひ徒徒子を携ひ抱せ衣装を着し是をみつ卿し又早物のも
のは雑仕之は同じなれど木綿の衣装を着て又水牛をも
見しにて其毛は鼠色にして甚だ大きく角を載く牛の様より大きくみへけり
千夜従者
ていふ人を召連て客人来りて深深の次第を尋ねて拐子方へ
難風にて遠深流せし由客人和解へ帰しける由承れへしと書く
見をなれば凶り知れ縁客へ差書へしと書く尺せすく付形
あいてしく尓し帰りぬ其人の姓名を聞ひしに王友光といふ
よし
王當唐人に知縁官弄王府へ見ゆるを尋ねしに知縁官は一縣の
公事訴状租税保役等の事を司り正七品の文官の由王友元
知縁の下司典府を務く書物等の支配をなす
從八品の友なるかしと答ふ
七日には薪琶菜油
等を唐人もち来り與へし其人に求ぬ等にて付て煮焼

さまざま合しける　此日唐人をも大勢日本人を見へしとて来りけれバ竹原氏制しけれどもきかざれバ[illegible]ものなりけり
然る所に王友光又来りて積し[illegible]のすゑまでにぞ思へ[illegible]仕形しく参へ[illegible]跪きて帰りゆかり
ける所に郭汝宅なる病にて弐ヶ月ばかり死去しければ彼附添
の唐人俗を呼び誦経させ屍を蒲の[illegible]
指ハ唐人竹原氏の墓所へ埋める　悟広徳寺に帯留中町家にかく
　　その[illegible]の羽織の
挽臼を牛にて回させ[illegible]と[illegible]よしとかくもあるへし
牛ハ[illegible]とのよしとかく
近く[illegible]とふることを書く見せ又仕形しくるし　陸奥守の唐人三人来て懐中[illegible]
帰りけり　　古田唐人三人の唐人のうちを[illegible]八日にも又唐人
　　吏目と称ス[illegible]流九州の役[illegible]

来り此所[illegible]へしとて夫人[illegible]橋を[illegible]七[illegible]四へまで
一同かくりて人家又は田園[illegible]所を六里[illegible]行けるに
城内の官所へはひり此所の地名を問ひしに陸奥守[illegible]
といふ　古田唐人[illegible]陸奥守[illegible]城内官所を[illegible]陸奥守[illegible]と[illegible]在[illegible]と[illegible]　市中
凡千戸ばかりと[illegible]城を石垣を築門を[illegible]張矢
楼の[illegible]所[illegible]へ又官所[illegible]小吏[illegible]
の[illegible]大勢[illegible]漂流の次第を尋ね[illegible]通せず
　古田唐人[illegible]小吏の[illegible]典史[illegible]と称し[illegible]小吏[illegible]
　典吏を従九品の役官[illegible]入流と[illegible]賊捕役[illegible]
然るに武器類を渡すべしといふ故此品を渡しかねたる
と[illegible]しくれバ朝廷の法令なれバ[illegible]
を渡すべしと[illegible]しかバ鉄炮並提[illegible]之[illegible]外

下仕為　此主月所持の刀鍔貳三十三振を渡すへし　永く
三人の鍔刀は渡しおくと答ふ　鉄炮と鎗は三十三挺
の刀鍔貳は渡しかたし　返すへしと書付しく
見せたり　（左当唐人のいふは武器は渡すへしとのことを承知しけれとも外国人の語の通しかたく何ともわかりかねて）
（左官中に新に述り法令ありと答ふ）　吏より使小官一同官所を立去市中
へ出しる諸家二軒をもふ常に来れは人数引分り出家
る宿り合かすかを渡ひくれより　（左当唐人のいふは諸家のことを承知しこれは知縣役よりかしく）
（を当時しけあへしと答ふ）　此諸官ヶ達留せしむち知縣役の小吏
のよし督捕廳と書し挑灯を燈し通りて見知りて
来りぬ　（左当唐人のいふは督捕廳と記せし挑灯は知縣の一役の大小の[illegible]督捕すまく廳と解）
しろく督捕と挑灯に記し廳は公用を弁すると
しぬ小吏を皂隷と称く卑きものゝよふに答ふ

手前陸豊縣大官のかしら　水晶の玉を飾りき首に金の
玉を飾し帽子を載せしを見る　（左当唐人のいふは大官の人の帽子の玉の色を尋ねしに則知縣なり　帽子の玉の色は法令あり知縣の位階を表すなりと答ふ）
官府へ出り　四月十一日附添の小吏と同しく
官府へ出り　廣東省へ差り勤むへしと仕形しく
相見れは手のかす　廣東の総督へ申しも通達せしる
布政司官あまり人交代すれは手のかす返引かたし
と書付して見せしかは布政司の職掌を尋ねしに正
三品の位よく取を新任職務なりと答ふ　（左当唐人のいふは総督布政司の官の名を尋ねしに総督は文武兼ねて省府の事務を取り兵馬を司り正二品の大官布政司は治地銭粮を司り従二品の官なりと答ふ）
拙陸豊縣に　本郷の黄姓根氏のぬきく
すかり永くし見物る位しる仏堂のゐかりとらへく

其所小割に舞臺様の所を補理ひ屋根ハ赤く幕をと
張廻し六面に窓をあけて桟を張り太鼓笛三味線胡
弓なとにて拍子をとり男女立也狂言様のもの有り女の衣
裳ハ袖広く襟有く袴を着し毛類縮木綿なそ
仕立着り此時男女大勢混し居見物いり乱れくし千申
に折変り御覧ある広り見物を為し茶なと喫し帰られ
此狂言のする事唐人に尋ねしに佛家にも日本へも[illegible]文ハ[illegible]のする事と[illegible]
同月廿七日ハ又
其の者り[illegible]紅緑の小吏来り 唐人共へ小吏のする事尋ねしに[illegible]
と来くてまいらへしとて仕形せし由へ御小吏と倶に
麦所にて寄られハ六尺[illegible]等の流[illegible]し帰る節の
拂代を尋ね[illegible]の仕形等流[illegible]のする事とぬそすと

茶を帰りしに明後廿八日又々御小吏来りて六字
の節有り御の頼し衣服ハ[illegible]と尋ね相手人数の丈を頭
帰りしに十月朔日又々唐人出しと頼りし由へてまて随
ひしに明も外へ差出て遣すへしと仕形して見せを使
小き切に天胡廣東大寃賞絵と書て是を皆ミ徒
付し木綿の御の三十八を経所にて[illegible]
唐人共へ衣類をあたへしるを尋ねしに大胡廣東大寃賞絵と[illegible]
あたへしるを[illegible]を法方行[illegible] 但又惕ね拂代銀のしるし
[illegible]
銀二十両渡せし故[illegible]
也すへしと桒文をも也し由へて桒の[illegible]
[illegible]一ツ七匁[illegible]花数の[illegible]
換へしに七百[illegible]文又ハ八百文[illegible]

を買調文錢百より錢二毋文を出し由〇錢百并錢をあへける
を唐人より人も煉瓦などを本錢にさせて写しにて錢百も
知錢の下級まて巡捨目まてはゝへし巡捨目を從九品
のまゝて錢よりへしは卿に錢唐人の四を應ずるなりとぞ　力しとまく
ハ蔭花生をぬくし五六層を製らし又ま由を絞りたるを
ぬく揚物を製らし又ハ炒し油に月ゆるに宜しと總し
豆腐を出錢の競ひハ[illegible]街にきこへし能く今日
蔬飯まし陰る焼其刀根菜を並せし所にぞ請取
しるゝ所ハ唐に小吏五人に付ん陸も錢を立も轎を擁り
大人に大場ありくとれを與置かし唐國の大人へしは選
りくに皆致し陸選の書付ありとし凡てせし也へ一覧
せしに米一斗折銀九分七毛菜薪銀一分轎一乗
一人に与ふへしと記せり又唐の長選遊子ハ泉くしう

姓名を記し錢每に錯ひをすへしと記しありて唐人より
陸選本付のまゝを写しゝに小吏ハ知錢より出せし
陸補錢並に記され一陸選書付ハ格別に心を付し知錢よりも照し
省まりハ法令きくし一刀まくし常すれるあきさまる廣東
よしを外の小吏仕形しく志くゝる由へ流民を為る包
或ハ柳ハ說裏の内に納く掛鐵しぬ　唐人せく常力のなるへし
まゝハ格別の兵府のさまハ常錢を帶す余國の人へ
又お府おさせされる捉るハ于まゝける仕係のあ縦を陸に臨
四界陰るとせ
ぬ記を写すよし唐國
立有く走所に出しゝて人家の有所を七里程行き陸
田圃まゝくて
出錢とハふ家數千軒ありとしぬ有所の旅ハ篭屋にてとぞ
へき家に宿しも陸出る錢より送り來りし小吏ハ引係
りぬ　在留唐人に海出錢并旅篭屋街の事を写しへ海出錢
廣東省惠州府の内まくお錢まの人住し一錢の事を囲り
旅篭御の家ハ
引お錢とゝふ　所係三日前のぬくるよし小吏來り城内ある

嶺脚ヵ下文ア一

古府へ伴ひ行けれハ人数の改あり（古府唐人ニ云る事あり 小吏又其役人別改）
のる事を尋けるに小吏を巡検司とてあり此役人へ済り但し巡検司の
其間を往く郵丁小吏まて古府ハ知縣の官衙あり即府の
の人々人数改事を
れきやと記しとふ
城の様子ハ陸奥縣の城に同しく
郭内に市街をなし平地なく門の上ハ橋の如き
物を安置の地なりと申へり夫より彼小吏附添
橋にかゝる七里斗行く山嶺郷といふ所に一宿す
行きありそこに宿せ明朝眉の緑を立羊経
嶺といふ山へ一里斗ゆき（唐人云る山嶺郷先羊経嶺の事を尋けるに羊経嶺の麓に在 是も又嶺郷と唱へ又羊経を羊蹄とも書ありて小帰花郷の誤り 嶺より海東縣の内也といふ）
夫より行けれハ鳳河海といふ家二十軒斗りの古家
へ出けるそこにて絵ほ来係不ありて古ひる所

当人にて尋ぬ今は係業なりともいふ人家なし古へハ市なりと
るれハ左右とも松のみ生し山也（唐人云る鳳河縣先是前郡の事を尋けるに鳳河縣ハ海東縣の支配の村落にて菩前ハ北京の旅人を改候所なりと申しかとも其とへいひすへからしといふ）
其のあとを又川
橋を出れハ小川に舟を浮へる所へしといふ彼
舟二里斗と申さし又ハ漕行に幅二三町の大河にて
乃るか又枝川に舟を廻す家数五百軒しはれへし
とんへし市へ出けり此の名を聞へハ驛準といふ所にて古府
新の所にてへかり（唐人云る驛準先古府の事を尋けるに驛準ハ海東縣の内にて巡検司の出張所 すら所なく武支提督の下司兵馬の事を司る往五位 まく古府に彼巡検司の古府其に附へしといふあり）
夫より古府といふ所へ到りしに家数二十軒斗りありし所に
旅籠屋新の有る宿にしける（唐人云る古府と旅籠屋新の事を尋けるに古府）

安市へ伴ひ行けれハ人数の改あり（是者唐人のいふにて表り）
のうちを尋ありけるに小吏を巡検司とてあまたへし小吏又官吏人別改
其間を持て勤むる小吏なり安市ハ兵陸の官府ありて陸奥
の人々人数改さし巡検司
あるやと尋しといふ
郭内ハ城の様子ハ陸奥様の城に同しく
市街をなし平地なる門の上ニハ楼のぬきく
ね商家の地なりと申へるまする役小吏附添
橋よわかる七里行く山嶺師といふ所ニ京三百ほと
行かかりそこて宿せむる駕籠の数をとゝ立て羊蹄
嶺といふ山へ一里許とゆかり（唐人いふニ山嶺師元羊蹄嶺のことを尋ありしに羊蹄嶺の麓に在）
色々へ嶺師といへる又羊蹄を羊蹄とも書ありこてハ帰着師と残り
名かく海中師の内しといふ
まいりけれハ風河海といふ京二十軒計りしか京市
へ出かけてまく絵地未修なるとまく古ひる所

蕃人の居住ゑ其俗罪なとしらへき京なりこれハと
るれハ左右とも松の生し山也（唐人云ニ風河海元穿ホ新の名を尋ありしニ風河
海ハ海中師の去配の村落にて穿ホハ往来
の旅人を改様ホありとすしいふといふへかりしといふ）ほとそとれ川
場よ出れハ小川ニ舟を浮そこニ舟渡へしといふ役
舟二里ほと至羊まし又ハ潜行しるに幅二三町の大河ニ出
るるか又枝川ニ舟を乗まする京数六百軒しけれハへし
とゝんへし市へ出かけ地の名を問へハ穆淳といふのし安市
新の所しへいへり（唐人云ニ穆淳元安市のことを尋ありしニ
穆淳ハ海中様の内すしく巡検司の守備
するすまく武吏総督の下国兵馬のことを司り往五位史すまり
まく安市ハ役巡検司の安市ともいへしといふあり）
安市といふ京へまりしに京数二十軒計り有りとそ
旅篭屋新の来る宿とせまり（唐人云ニ旅篭屋新のことを尋ありしニ旅篭屋ニ旅篭）

八海平縣の由なく 琉球唐ハ到琉人の為 此所より の往来
あるといふ
まて百姓 私の分の家々か通行するを見物せり 又
そこらくを見給ふに 菓皆の家を並へしくられし
本邦の古風のやうに 黄白土を以塗立 屋上をも
昔より 又橋を架し 見るもハ海岸縣より通行し候
しるき岸を 望ミ 五日と云日 平山門と云所へ至
金中まて 舟綱を使ひ ふ給ハ 平山門へ着と至り
侍るものの 士を差添へ連行 裸ゆしく 竹を以艤ふ 唐人をもを
平山門 其家来ののりと云事にて 平山門ハ是又海平縣の物なく家
来ハ此琉門の家を 来るり又吏人が給ふ出るより 舟論に及ひし 或者も
を戒めしものか 仕舞せし 宴まく唐船を覆 綱代の帆を
あるへしとふ
取 一船三隻を用こし 附添の小吏等を一艘に乗り

家々 其従者小吏等と二艘に乗せ 夜中休まし
ちそ引して 二日目には 帰去候を以 所へ 船を寄上陸
しられく 附添の小吏 案内して 城内なる宿所へ行
家々を引 宿せし 稍ありて 彼小吏を呼 先頃訊さく
別れぬ 其当国唐人ある帰着候 其家来の分を尋しに 唐東省互
州府の内なり 知縣家の支所なし 在所州 知縣の家来と云
此所の城ハ 一方ハ大海にて 城ハ方城の内外 町屋連りて
凡千軒ばかりにも及ぶ 其繁饒の地と見へて 内に和ハし 内をとると 家々城
見しより唐人ともの制法を以 殺三十ばかり 殺されしも有 又とき 四尺ほ
斗の首枷を入 文字を書し 帯を結付 或は此額を 或首輪を入て 書
せき 額を見し おのしらく 此者ハ何を究む
られハ 外より大勢の見物人 集りしなり
小吏附添 川船に乗り 三里ばかりを行し 博宿候 宴あり 又翌日
船を付しに 様中なれハ 二三前の 船よりかく 来る

押送り役せり 夷人請て船を出さしむ（唐人是を 竹尾 縣丞 小吏の）
事を率ゐしむ（縣ハ州或州の内にて小吏ハ知縣の下司 其目と称し…といふ）左すれハ
縣丞同じく乗りて兩岸を隔て村落市街を見つゝ又田野
を見つゝ行けハ 左右ハ耳嶺を多く植たり（唐人是を縣山園と呼）
（竹尾縣の内なりと）走りて東莞縣をいふ所に船を泊す（唐人是を東莞縣の…廣東省）
せしむ 船中夷人此地の様を見る（唐人是を率ゐしむ）
（廣州府の…知縣の支配…）宿より船を出し 今は大河へ漕出せしと
て府城へ入るに 此所ハ則廣東省の府城番禺縣也と
いふ 夷より船を繫ぎけれハ 夷人一人 下司様の人十人を
率ゐて出来り 夷人へ上陸すへしと示し 伴ひ行へしと云ひ
通せしに 夷人多く人数を従へ来り帰りて（唐人ハ番禺縣 知縣の…）

（巡検司 ハ行目 過羅ハ 暹羅）

（紅のおハ此外ナルベし 他所ハ似寄ノ此字アリ）

率ゐしむ 番禺縣ハ廣東省廣州府の城下にて夷人ハ此縣目（其目ハ其所と文人数を従へ…）按察
ハ川湊にて汐水の満干あり 其川幅東西二里斗南北
ハ一里なり 水の方を見れハ遠く山見え 其外ハ荒し
く平地にて 一里斗り川上に市街ありて東西遠
南北二里なりと 番禺縣の府城を見て人 又立津
の船凡五六十艘なり 繋泊して見ゆ 其内西洋
二里余り川下に三十艘余りも繋ぎて其内 西洋 阿蘭陀國の
の船なり 二艘 英人あり（唐人是を紅毛船と… 阿蘭陀國船の事…）
て小船數艘 縣砲五六挺備 給ふを得て 船中湊

船来り酒せり唐人請て船を乗出しけれ（唐人名ハ竹匠徐平小吏の）
ませを尋ねしに（徐ハ州名卅の内にて小吏ハ和徐の下司吏目と称へ将き官の名なりといふ）七十
後山国といふ所に船を泊り村落市街も見へ又田畠
も見へけり二十里斗ハ耳崖を多く村落り（唐人名ハ後山国を尋ねしに）
竹匠徐の内なりし東莞縣といふ所に船泊り
けり
せしり船中の人此地の様子見えす（唐人名ハ東莞縣の者を尋ねしに広東省）
（広西府の辺く和徐の者を尋ねしに）官より船を出し留りて大河へ漕出し
て所しれぬ所にて此所ハ則広東省の府城番禺縣也と
いふ也より船を繋ければ役人一人下目付の人十人斗を
乗せ出来り来りて上陸すべしと示しければ船中の人ことごとく
上陸せしに案内の人数を従へて帰りけり（唐人名ハ番禺縣役人のもの）

（尋ねしに番禺縣ハ広東省広州府の城下にて役人ハ此縣目下目ハ吏目也又人数を従ハ打差遣ある者といふ）船泊りし
ハ川湊にて汐水の満干有り此川幅東西二里斗南北
も一里斗と水の方を望み見れハ遠く山有り其外ハ茫々とし
く平地にて一里斗も川上ニ市街続きてあれは則東西三里
南北二里斗もあり番禺縣の府城に遠くして見ゆ又此津
の船凡五六千艘斗も繋留く出入あり其内蛮船も見え
二里斗も川下ニ三十艘斗も繋ぎ其内西洋阿蘭陀国の
の船なりとし二艘異人あり（唐人ハ番船の名を尋ねしに蛮船と云阿蘭陀国船の事）
（当地仏郎機の船も有英吉利阿蘭陀国を見て喧嘩す広東省山縣より二十四ヶ国の異国船来りて法国の船く通商のことを望ミ見ゆるされ其国の名ハ覚へす）
其外漁猟の船も見へ
て小船数艘鉄炮五六挺にて警固をなし船中湊

国を見る處　唐人より湊国を見渡す船の帆を卒すし　外国の船をも入込湊なれは遠織まて外不らぬくるを知るなり　此所に把帝を称す　武官小吏を率ゐて見廻る　把督は正七品の位にて　無品官の土砲を請取有りといふ

陰を　西船の陰よりも離るゝ　又竹の先に砲

丁の如きものを結ひ付しものへ　又船の右にも兵矢を以

をしをもて見るを外諸外国の商館を見へ来白思し　照鑑

の旗をを建し　旗斬りを見るへき所より来す

入する船人も多く得りし　唐人とまる商館の事を卒する西洋

通羅　喫咽吧　阿蘭陀　よの商船何年十船

所まして間居十五新得りて　諸国の者共を

引請交易するを四季に候すといふ

見へく船数彼らく入津しなるを船を外より防

せしと見へく婦人も居りし　婦人は髪を曲げ金銀にて飾りし　得るかりしをいふ　又婦めは男

子よ折深し船の構をして何やら居りしなるもありし

○唐人共は商人の交代を得て　悉皆は於す　といふ

遊女の船なるへく

出しを見しに髪を梳毛を弁するに当年為る係もの多く額

切を出し得り　又番呂線の湊口より外にたてる出漢有をとるに石

火矢を多く浦へ並るに筋のうちは陸へ上しを陸所見しも満す

唐人共より石火矢を鉛坐しに法を率しに湊口九ヶ所を兵へにて備把督　此の武官法を兵し　若し石火の手伺にて鳴を出し計られ流さに当にて防ぐ　国兵法あり　守備は正五品　把督は正七品の位まて　無品を司とるなりといふ

同月十三日小友の人二人来り

総督よりいひ渡しありて近き所なる広南の地へ差遣し

かされは所掠せし所の財宝おひ貴物ふへしと仕形して見せし

女へ伝示すいは貴物ふまて銘を又仕形して差へなれは法令

なれはいられまし貴物も代りには黄金を多くなるへしと書く

見されはまし気味のすくは甚く　又離かりし　既に先年敷く

○同人池山兵之丞儀っ千京仲鑑っ此国へ漂流せしものから船ゑなし

あるハ我文売難しといひけれハ彼小吏を帰去けり
唐人申す総督のすめ兼小吏のすめ且唐南といふを尋ねしに総督ハ
文武の吏を兼経理兵馬を司る大官なり位ハ正二品なり小吏をも巡検司
なり但南更に又唐南ハ紅南と申すハ判紅南省のすめなりといふ　十七日に右從者
小吏二人を差越し来りて二人へ木綿蒲団一つ宛
并ハまた木綿の綿のうすき衣類四つ遣しけれハ
受納けり
唐人申す小吏先木綿蒲団木綿の入りしを尋ねしに小吏ハ候補條（?）なりと申す
素の節もなく綿ありへしといふ　十九日また又吏人二人来りて人数武器等を
改て彼帰りぬ　彼吏人ハ巡捕司（?）も何ぞへ帰去りけり
人数をあらためしやと人別を改武器を改しけるにや
夜より洪内に繋りし船くるりのぬく（?）ひ振たしく　廿二日にまた来りて云ふ
家々より船へも右條にて鶏家鴨蓮根焼酒なとを

綿なり
唐人申す此綿り物のすめを尋ねしに漂流人を焼き捨て綿にしなるへしといふ
條より来りし船を漕戻しへ番昌條にて出せし船へ
此帰去
梁楊氏
十二月十日漂人国都（?）に舟を湊内さしかかり論告ありて物を渡しける
十一月十六日上陸して番昌條の或寺院へ来り住せしむ
天后堂と寄帝堂としいへしやと玉座宮といふ三字あると
書し額を見て仏なりと二人見ていふしけるへし仰ぐ
を焚ていけり
唐人へ此寺を尋ねしに欽差あるの寺なりといふ
廿日よりもいけしけるにいけり　主より船へ立帰り
唐人への寺を尋ねしに欽差あるの寺なりといふ
小吏二人を具して来り今日此湊より船を出すへしといふ　かくて二人の吏人
ひへみるを其下司の一人の吏名を候補條並姓名を連聲
和一人の吏ハ候補末入流姓名を周芷川と称すなし

相形を出し南海縣といふ所に暫く船を繋ぎ夫より程
に入佛山といふ所を乗通りしに是も苗田縣に等しく
村に繋ぎ花の絶間なく川岸に娼家軒を並べ硝子の燈籠を
掛並べ遊女多し大勢居りしやうに見請けり 唐人共へ南海縣佛山の事を知縣の事を尋ね佛山と
尋ねしに南海縣は廣東省廣州府の内なり
南海縣より三水縣へ行水路なりといふ
廿日に川幅七八丁程の大河へ出しに隣の縄をたれ
船を引三水縣といふ五町計りも家居立並びたる所へ
船を附けり此所も廣東の船多く乗居しかば船を居
りし夫より船を渡し出し此所も乗移り船毎に飯米魚菜會地
の類を人数に應じ渡し出し清国船を出し廿二日に芦
巴といふ家数四五十軒在所に船を繋ぎ此所を田心岸

ましまして舍場の諸大鼓を聞れく鳴し所に
一度に石火矢を放ち 唐人共へ三水縣芦巴并諸大鼓を打鳴
すことを尋ねしに三水縣に是は廣州府の
内也 又芦巴にて諸大鼓を鳴し候は此處迄織の入込候所へ
出迎へに鳴らしたる也 芦巴即別三水縣の内なりといふ
芦巴を船出し廿三日に重府と市街立続きたる清遠
縣といふ所に船を寄せしに城郭の構へにて見へけれど船より
見しまで也へ碇といふ見留ず又此所にても船を繋ぎ廿四日 清遠縣横石と言船を繋
に家数百軒計りもありし所横石といふ所へ船を附けり
帝しまりを唐人共へ尋ねしに清遠縣は廣東省廣州府の内なり 知縣の
船を乗りしと云 又船を乗替しに三水縣の船を廣州迄乗りし清遠縣あれば三水縣
の船を出し 乗替せしよし 横石は
清遠縣の内なり 四方あるんといふ
川路に彼山といふ
所に寺有川の左右に梅樹多く風景よく覚へ舍
夫より船を出し廿八日に家数千軒計りもし有英徳縣

肢州ハ膳州ナトニアリ

ともいふ所へ行着きぬ　此所も城郭在て櫓なとも見へ
てまより王補庄といふ人数の所にいたりて書物
の事なとありて番人二三人居りて我等の舟をとめ子細
念仏汎と書し額を掲け書物の前に白き道塚
のあるものと築立其上に丸く画し　此方にも川路あり
所とも云ふ紅白書物
弥の有りなから川路の所有り○唐人ともへ尋ねしに彼山路ハ清き弥の
同し汎京至しまらハすなわち見へしといふなりハ寺の称号也と記す
又英佳弥ハ広東省肢州府の内にて州知事の所也　又王補庄ハ
英徳弥の内にして当所より開官といふ徒京の正官吏流の小吏のおる
所としてハ川路程第の宣道を路すとふもの丈人を内の時ハ銅匠と呼し人々
とす大仰汎と書し額ハ川路所とふ書れし路の番所なり道塚ハ仏前
ものハ書物の同しと
といふ
　晦日護送の人より家鶏焼酒なとを贈り
ぬ然るに此王補庄ハ観音巌といふ巌の内に究三所ありて
そこに仏を有り観音をあかむ　此所観音出現の地なり

と云へし其後を彼所にて通りの川中にて船を繋き両年
を経し明和ハ文化十三年正月船出して此にて船を出す
しく年数を経し漂流三人護送附添の官人の
認めし船へ行き祝詞を述し彼人あし其しめし船へ
来り年此の練絹をとり来りし然るに此をきたりて之家
の仰しもや洞庭を唱し又ヒヨウチヤコと称く帝を以
法抜きしる祝へ火薬を籠めつつも音鉄炮ならし
祝く唱へり
唐人共く洞庭をよひしヒヨウチヤコといふ神を尊むとする
を尊みる年始を祝し官府又も神ひまつるて
洞庭を唱し陽寿を至又ヒヨウチヤコハ唐語にてハーウテヨとて
紙銭のやうを以ふ去を歳ひくし祈りへ下を旅へ御寿を拂ふ為なりといふ　四日より
此所を船出しし曲江縣といふ所にて此縣を換別
座くしく接京花の地にて川の向ふ子午様千坊立

といふ所へ到りぬ 此所も城郭在て櫓なども見へ
けりまた王補庄といふ人家所々にありて書府の
の家居ありて番人二三人居りて其家の軒に扁額
念仏と書し額を書所のおもてに白ぬりて道塚
のあきものを箋立朱にて丸く画し 相有て川路
を称の事など明らかなり○唐人ども一昇にして彼山
同し流京旨し見ゆ
又英佳様は廣東省肇州府の内にて
英徳様の内にて
所しるは川路の事を記して大人を内の
とす大何佩と書し額は川路の事
ものは書府の同所と
といふ
晦日 護送の人より家鄉を焼酒を贈り
ぬ然るに此王補庄を観音巌といふ 巌の内は究三所
そこは佛堂有て観音を安置す 此所観音の現の形なり

と寄へし寺院を従而を挟みて川中に飛を架き両年
を経しれは文化十三年正月朔日の所より到を過ぎ
しく年頃を祝し家にて三人護送附添の吏人への
謝し到へ行祝詞を述ける従人ありしく家に到ひ
来り年始の挨拶とも述ける此をきゝて之家
の何りしや洞庭を啼し又ヒヨウチヤコと称く爭を
張抜きしたる折へ火薬を籠めて空を音に鉄炮のし
路く響く
唐人共へ洞庭を喚し ヒヨウチヤコしいふ
を尋ぬる年始を祝し 官府又は神仏
洞庭を啼し 陽気を迎ふ又ヒヨウ チヤコは唐語 ハ一ウテヨと
紙銭の事をいふまでを焼しるへ 火を放つ爆竹を掛ふる事なと
此所を到りしく曲江縣といふ所より此縣を挟別
庭くしく肇慶の地なり川の向ふ子寺居数千もの立

流るゝ川内には商船数隻を繋き又其一丁計り
の船場を渡しぬ 此辺の渡しは船を覆ふ女なとの船を漕けり 此辺は又其家
まて船を家とし暮せり 故に川路に富りて十町ほと
南雄州といふ家数千軒許りの市街に至りぬ 府の城
門の上に扁を掲けて太平門の三字を書し額あり
是なり 左方廣へ出る江に称す南雄州并太平門のあるを以て曲江に称し
を広東省韶州府の内にて知縣在住し南雄州は広東江
西南省の境にして広東江西省の境にして知縣を以て支人を住
し南雄府は広東省南雄府の内にて徒歩より知縣
として支人を住せしむ從五品にて州内にて年貢運上等を
司る官なり 又太平門は知州の支配 此辺堺つるなりといふ
の川幅は二三間計り并幅五間位もあり五六十間程の大なる橋を架
せり 橋の下は流水を通す穴を八つ許り設けたり十万斤にも
此辺まて上陸し家とし三人を奴水夫ともなひ橋に

乗りて人夫をもつて舁行くに大庾山嶺又梅嶺といふ高き
山にて 麓よりさのみ高からぬ山なれとも梅樹多し 此辺は市
街の家數千軒の商人の市なり 又此所は昔運送の荷物を賜ふ
事なり 江南の人の大庾嶺又南安府の者を率ゐしに此所を廣東
江南西省の境にして晋庾寅といひし人梅樹を植しに依て又其名を記
植しより梅嶺とも称し後世梅を植継けりといふ 此皆南安
府といふ市街千軒許りの所に至りぬ 龍泉縣の
あるより廣人をもつて南安府は龍泉縣の事を率ゐしに江西
省の内にして知府の管下に知府は位從四品にして一府の政務を
總轄の事を司り知縣より以下なりしを総轄し通達せしむ
支枝等を龍泉縣の事を司る官なりといふ
十二日に川端へ伴ひ行しに川の大なるに田水を取る
車仕掛を有家にて人数を又川船に渡して舟中の船を以て
に繋き置て此処の貢物を載て行て帰路に廣東

の友人湯太爺なといふ人の付そひし邏羅甸の人をつれて来
来りけり　こゝ唐人にて小京且邏羅人湯太爺のもとを尋ね唐国へ
帰化の国なりし唐人を執し帰りし湯太爺は湯氏の友人なりと云ふ
太爺と称するとかや
然るに舟へ何するなるにや霰ふりて龍の形など
ちしまゝに火を炊し清太鞁を打鳴しぬ　唐人なとはこれを
ければいと嬉しとてかくなんいひけん
十三日まて此所を出船して沂
り溝行十五日に贛州府といふ家数千軒あまり在市街
へ見ゆ此所は城郭の構へあつく塀の内は橋なとも
見へて明ぬ十六日船はこゝを出て国所まて船を出す　こゝ唐人にて
贛州府の方に船あるもの江西省の内なり
南府すなはち所謂といふ
十八日まて十八灘とて
いふ河のよし所にて瀬多く船の通ひ難き所の瀬を僅に

間なりけるとて船は難儀なる所なりとて船は船を
りし十九日には万安縣といふ所に至る此所は家数千軒の
市街有り護送の人より米を送られ清されて此所の風俗
村に泊まりし川中に船を繋留す　唐人なりて万安縣と号す江西省吉安府
の内なりとなん吉縣の中にありといふ
の廬陵縣といふ所へ来りて此所は市街数多なる　廿日此所より船を出し廿一日に吉安府
来遠城郭も見へて又こゝは欧陽永叔が生の地也
と護送の人書くし見をなす　唐人なりて吉安府廬陵縣のもとを尋ね此西省の内吉安府廬陵縣
といふ廿三日に吉安府より船を出し廿四日に使江縣と
所に至る此所は市街連なりて続きまて新淦縣
といふ所に船を繋留す廿五日に船を出し廿六日に樟樹

條といふ所に船を渡つゝ二ヶ所とも東西へ達し
所あり　有之　唐人共は彼江條新俗條東坡條の事を字と
しる彼江條は江西省條江府の内にして尤條東坡條は江西省南
所彰は條は江西省　條江府の内にして　和條東坡ともいふ
昌府の内にして
廿六日は其條より船を出し　廿八日は南昌府に船を附くる
こゝを　廣大成市街にして　目にもあまる東西の不知川には
大船小船数千艘を繋ぎて繁花なる事言ふべくもなし
然ば此所にて　滕王閣へ一見に詣でし　附添の唐人
書付して見せし事也　上陸して前に至りしに　入口には番人
二人居て護送の人見知の事をいひ来たれば　錠を明
くれたり　扨て閣は奥行八間余横十三間余もあるへし
下は瓦を敷並へ　階を登りて　楼に至れは　板を張詰り

正面には王勃が滕王閣の序並びに詩を書継ぎ　乾隆之年
九月九日欽差使清涛書とあり　天井には雲形の彩を以て張
れり　閣の西の方には序並に詩を書継ぎ　韓退之の文等あり　尤も
元和十五年湖南へ謫せられし時作りしなり　又閣の外には
滕王閣の三字を彫し額を揚ぐ　又閣の前面に三間四方ほど
との所なり　門の方の正面は西に当り一棟の五字を彫し
額を揚げる　閣の棟木には嘉慶七年新造と書記す趣を
書記す事にて有之候　唐人どもは　滕王閣の事を尋ねしに唐
船に積の白字倶俗の刺書を封せられ此閣
をきらひて其字を滕王と申せし事列閣の名とす又其常　探る閣の内へ
入る事を禁せられ治地方の小まし　きをいしも　凡同の内として
且欽差使の官は常にかゝり　勅を請輪林院載せる史の内より
撰し出されたる省の総督を記し　風俗を観察し　巻問を決す職にて
位も正三品也　清濤も此名の閣の総理を
南昌府の招かしを出すとなり　其夜はとまる

船を繋廿九日に又船を出し二百餘里陽浩法といふ市街
五六百軒もあらんと思ふ所の川中の島のやうなる所に
船を至しる屍抱のもの群集るを見へ疾船を出し
二日まで龍津といふ家数二三百軒の所へ至る此所まで
恭姑里の鎮那の地を隔し所なり　唐人云ふ瑶洪漢龍津の事をも知らず龍津は
浩法は江西省の内なれはんなれと知らす
南昌府の内なるを今へも得ず小名なるをしらす
事のしらす
三日に龍津より船を出し人家百軒もある所
急出し船をとめ四日に安仁縣といふ千軒ほとの市街に
泊る所々護送の人より飯米をくれ八日に貴溪
縣といふ所に到りしに家数千軒ほとある所へ上り此
九日に船を出し十日弋陽縣といふ所に泊る此所も戸数

千軒程もありて直に船を出しけるに十一日に鈆山縣河口といふ
所に至る此所は市街にあり戸数四五百軒もあるへし　唐人云ふ安仁
縣まで安仁縣は江西省饒州府の内貴溪縣は江西省広信
府の内也陽縣とあるは何ならん弋陽縣の事なり五
信府の内なりといへる文にて鈆山縣広信府の内なり鈆山縣の内の地名なるへし
といふ
十二日まで是迄乗来し船を渡しこゝにて乗替る事にて船を
出し此所に廣信府といふ所にて家数千軒ほどの市へ出る
直に船を出し十四日に玉山縣といふ所に到りしに戸数
千軒斗もありて人々足へ腫物出来て此所に滞船して同所に
大勢の者共痘瘡を患ひしに護送の人達へ縣毎
医師に為見薬用致しけるを附十五日に到せし
故護送の人々知りたれは三百の宿へ連たしと見へて小吏

一人來りて家くるを立合ひて屍をもちて棺に納め唐人ともこれを
舁小門の外なる墓所へ埋葬しつ　此時傳之助病死　旦梓介病中玉山縣の醫師に療治せしに藥味の内に大黄を用ひぬ　和朝にても用ふるやといひし故用ひしことをはなす　我人のおもひに難症なれは用ひぬ　和朝にてもよくよく用ひることありやといひし故用ひることをはなし　我人のおもひに難症なれは用ふることなしと伝ふるとして示したる　大黄一服に壹匁九分ほどを入れしとなり
十六日此處に於て永く泊りて與ふるは復遠の人
より豆食の料なりとて一人に錢四百文宛を與へ永くいえは
橋にかゝりし三里余ありて茶店も有りて婦女子もたふとし
來り凡九里余を行して建德の府市街へ出たり
桁あるいは見えて是を[illegible]なる所をかり地名を問へは常山
縣といふそこの撫院廬[illegible]の家にて宿り　以上玉山縣より常山縣まで唐人に
以上の事を導けし　玉山縣は江西省廣信府の内なり　常山縣は浙江省
文坊から府を見届けて來りしものは此捨て　次官此捨て引渡すなる

へ一又此所といひし玉山縣の城門の城門の小屋にかくいひしかは人又常山縣は浙江省衢州府の内なり　常山縣の事なし　撫院の家に到着せし　此旅人往來の宿にて
十七日ここを立出して幅一三丁程の川の岸にて舟をかりて
夫へ乗せ飯米等を積入れ夫より舟を
川筋を十里程も漕行して右になし一面の密相樹の山
あり夫より廿二日に嚴州府といふ所に至る　戶口甚多し
とすし此所を後漢の光武帝の時嚴子陵といふ人
石に座して釣を垂れし所なりし　河岸に釣臺あり上に祠有り二層の釣臺あり
舟中より見ゆる　夫より陸して漕行りて廿五日に六合塔とふ
瓦葺の六角なる六層の大塔有る所に至り舟を着たり
舟附の所より縣毎にかへて[illegible]　唐人ともに嚴州府の[illegible]
府は浙江省の内なり　杭州の事なり　又嚴子陵は後漢の時
嚴光字子陵といふ人位を好まずして隱逸して釣を垂れし所なり

時ならぬ農家と名付て有語るは細紫を建今ニ春秋ニ祭礼を
営ひ又云今 嶺は地蔵祝言を出来て往来の船も安穏を祈ふ事
して祝毎船党の為
建ますしとなん
此所の地名を問ひしに紹興府といふ
まの市街都会を並へ難開の所なる故是そ五湖の
内浙江と云湖を望観て大海の如し省城も見へす
南門は到浙江とて西門の外を西湖ありと見えたり
唐人の言ふるは紹興府は省城五湖の事を尋ねしに紹興府は浙江省
杭州府の内なるを申すに紹興府を郡切とし紹興といふ人ありて封を
うけ浙江の城を造営せしに彼に大なる者あり偉を伏する者となれ
るに紹興と呼ひ始を付られは英雄の物語は沖の者を集れ
多くの事や生詳もなく[illegible]連せしは紹興府の名始まりし五湖は江南
省の大湖江西省の鄱陽湖湖南省の青草湖洞庭湖浙江
省の西湖
ありといふ
こゝより陸へ上りて東北をさしていふへき所を
過て堀の岸を乗船を用ひし又く去之て京橋も省
城の外郭のよし五六丁も行て水門を入城内へ京入して
堀の北岸は京府に達しまり二丁目毎に大鞍橋を架又書
所毎に河のあるは凡二里ばかりも漕行なる櫓城門
見へ此城門の据る所水門を轄し紹興府の地の際
仁和縣へ着故此所より凡三里四方も有市街なりといふとそ
上陸しまた行く又東京の旅亭が所々を十町ばかり行しは
又堀隅へ出て市より旅亭の構も近し漕ぐ水勢早く瞭るし
河の如くなりし廿六日まで石門縣といふ所まで来りての市
にて泊る人足共に夜は所に寝て船を頼み漕行ばかり廿七日
嘉貞府といふ所に着て廣き市街へ至り市又所は泊まりし
京宅に夜は入平湖縣といふ所に着て夜所なる
古地のやうなるとも
唐人の言ふ 嘉興府 より 所々 この 土地は 宜き 粮米 高 多くして 致開 度

といふ小吏畫を書きし仕和往を断に坑ける府の内にて紹の中に於る
石のを僕に断江赤貞府の内ましく見え又紹の就に知る所の赤貞
府を浙江省の内にして紹府の官あり平湖縣の
赤貞府の内なる紹の所にあると云ふ
留めて終夜博行かるゝ廿日まで浦に逗留なしぬ　其夜も又来り
検日李太爺といふ官人下日二人を率ひ来りて護送
来りし人々も至てひとく李太爺を東門といふ門内へ引退れ
しかりしまへに出すやうに来り南来せしといふ唐国人
商人出来り辞しける所家くる所ほど七八町川下へ移る
下りし石垣を築立上り階段ありし家多くの唐国人
出来て間居もしいふべき家へ付ひ行ける李太爺ことに
在りし家は人別を改め又鉄砲刀などを取り帰り
又護送せし人も出行けり
間居のやうなる所にて二階造りにて二階は
て下は土間なり家くるは二階に

記存させ給ハ衛官も多くハ僕子奥部承聯葉
を以て之を試みの結ひを申しけり
然るに廿九日護
送の人立帰りけるに其外へ出て家して三人ほど人の在り
彩人眺むることも多く有りて石のき世話にも致り彼を迎へて取り
持せり細帛一反烟草入一つき其外一本づつ商人へ贈りて謝
別をし其日二人には木綿一反づつを送り帰りける
彼人来りて眺むを迎へて別れぬ扨三月四日よりあれば
海寄の友来へ知らせるもれを出して通じて之清八
八次郎松五郎三次と云者来りし立帰り其後も合来と
いふ人来りて朱洪といふ官人勝のもの並び刀を一筋
せんるを通ずの唐人をいひ出して之に来り何ぞと答へ
しを帰清八郎外三人の知年のものを奥の間へ付ひ行

しる婦人多く集り居く菓子なとを与へしなりし持出ひ
出へは文字御門へ立帰りしに明後廿日に朱洪来り
て刀を一覧して帰り七日に至り名方に又海坊官へ出へしと
通する唐人いひ出へ名方へ来く三人従者水夫をもて
至り内にて使者に挨拶出へしに鉄炮三発出す下役儀衛門と
額を納し内へ入れ先たち十四五間の所に陰文捕をおと 捕と
ひとおもと見しに堂のぬくく九くもへしく物なり
見れは多くの人数を置しかり又役所の方を
見れは大抵の人をみへく大勢群集しつゝ立まわし居れ
へ出れは希呂阿と云ふ友人立出書付を渡せしか松さ見ん
れは今日暇乞せしめ海坊友の先例なり多人数群集せし
は見物人なれはなかく騒しくなりなれ又来くれ大勢の事

下捕ハ下浦し
裏十行目信永ハ注永し
此ハ他所ニテし

なれは喧嘩なとのことなきやうに制する為廿日に至りては逢て
日本へ帰るへしと見へてまかり来く三人には陣四子客
捕梨子を盛出し従者水夫共へも菓子を出し名残
ことに相やかく深窓以来をかたきなと鉄炮に驚し彼役
を通すの唐国人に通したゝに清三郎八次郎佐五郎
三兵は讃すへしと出へれは来く二十年の事のなれしまき聞き請
くしく清次郎外三人のものも帰り来り奴は海坊家の婦人
多く何く見物人
しかりとすく然るに李大爺来り希呂阿より渡せし策なり
とらく持出し来く先従者水夫より刀伝て鉄炮を放
彼箱に納従を卸し白き布を張従を来く唐へ帰り
久保
唐人おる官舗の出入何某深流人の云ふ所を事とし深安より下
捕へ出し出でし李大爺へ来姓の逃捕国にて大爺も居任宿

もの〻係なるか其下司ハ皂隷といふ役をもつとめし乍浦ハ浙江省嘉興府平
湖縣の内也 又李友節ハ川もし東つといふは乍浦四方の内なる東つに通ずの
るに前しも縣へ遷りし 徐八徐福の両人ハ深く字をかゝりし 間屋にの家ハ
商館に在りし日本へ通商す 此部の前も任氏十二家の内住永深詩圓か
家なり 又人別武芸を嗜しむ 其者よく是を求めし所か亦遠れき也人を
知りおるなり 又物深く学ぶもの両界の官示に学んでハ讃まて教訓し 此両
坊官ハ両坊同知といふ官にて正五品也 是ハ乍浦の商税の事又北常を設ふ職務
なり 又朱洪と云りたるものハ両坊官の下司吏目の人なり又両坊官の官示と
いふを引両坊同知の官示ましく提砲を放せしハ両坊官出合の時られ
を放り其ちを告刹放と唱ふ儀也つハ官府の正面わつるしや内刹江を
なり正堂なり 又希呂河といふ唐人ある時何官の人なるを知らさ又武芸を好み
納經を御し琴を深く学ぶ事にせしなるハ外示を真似故不憲のなる事とも
に一方ありしき紙るありされともそれ上意しはくうしされに内好ず入院御し
遣をハ深く学ぶ事にせしハくりにて院を開かされどいふを表さるなとか

乍浦通商中湯屋へ尋く行く浴しける 此湯局甚殊をえ愛す

和歌の一家で家ぶ二百て家徒す四方庭石まく多く湯室ハ有湯
を外より金を唐人扱歎をり沸し湯ちへ扱ありの流れ口あり 湯を唐人
と入也ハ隔し なるされとし婦人ハ隔せす唐人ハ湯殊を出す
られとも宗ハ荷をいりむすられを出さす

板首 和子

もろこしの 湯浴の折帰り来りしなりまく 模州

州の若き人龍御を立ほるとて家へ来くを好後悔れ出
別の家に引移ほとしと通すの唐人いひすへ一町程ハ
隔りし出庭をもいふへき事の二階へ引移りをさり同しき
月十一二日頃まて覚 和歌通商の荷ものつ出崇文将徐隆
源といふ唐人来り面会し筆談事くを送り家の書院
とといふへき所なく程ミ旅の事を催をし女へ見物としよ
和務なく色く雑をとい繕とり官人旅の人も有又婦人
の衣裳を見し人ても洞庭を唱り太鼓を打三味線
笛なとまく 囃し立舞ひ川通りしられとも合点ゆかず
廿五日ニ通ずの唐人此をおし来り尺をうらいうして困遣し
やと約束ハみとの内山岡の選宗寺所を墟壬陳国ひ左

六月朔日

とぞ云ふ 生魚を商ふもの多し奥の上手ハ水を載せてかく
荷ふし崇文祢徐隠源より奥痛むもありと
おのて粗々ゆり見物すへしと面するの唐人いひ出すへしとて天后堂へ
行く見れハ唐浦の船場に堂舎ゆり門の内にハ卉竜を
走り承くをハ様子なせぬ見物の徒ハ卉竜の前に
群集しうり物を任せ嘲ふ方を岩りし其の書院にて
[illegible]せぬくまく何も少かりす祥云も經り見物ハ帰りけれハ
此處の書院の所すく薮出嵐干鮑并肉鶏奥理菜
[illegible]を呼く凡三十種程の物を肴せし酒を出し饗應せり
天后堂毎の[illegible]作の像を飾る
石浦帯留中客有り
納りしまく龍具木綿蒲団しく[illegible]木綿

の袷羽折木綿風呂敷布帷子木綿股引布股引当著
於帳子外扇子并扇子掛物を画するの唐人も滿りけれハ
其例を述て定納従者并収史須ちるハ如色ぞ料
帝の稀ハ敢て異し七月七日に画するの唐人観音山へ休ひ
して行くり二本山を彼海さし飛ぶ天后堂より東の方に海
色の小島を出しまく林落に至る蕎麦花く山桜花くり
墓ぞ頂上を掠捜多くせひ為なり

[illegible]

日ほせし
ありとて平役苦労の節より菓子酒等を持出船おろし候
酒よくも參らず候得ば緞子雑の折から唐人と通事の
唐人を以て御礼いたし十日ニ至り此節日本漁師の船出候
節ハ家々妹従志并水主等人数引分家中へ収納
し誠に以て情よき事によろしく通事唐人以て申入候
一船ニ人宛組へ入ルと人数を引分七郎左衛門並ニ左衛門様
市左衛門大島の実存伝五郎三次并八人鉄炮刀鉄
持を取出し通事の唐人日毎々く落らの方へ暇乞にて
此長く厄介に相成し衣類等を賜り立別れ天后堂
に飾を相し其々船ニ家持伊左衛門并金左衛門久次郎十九人
仁助大島の伊之助清次郎太左衛門等を同十二日ニ唐船ニ家持

十三日ニ乍浦ニ船出し昼夜をわかち走りニ七郎左衛門
乗し船廿四日伊左衛門等乗船も廿六日ニ長崎の津ニ船
をつけ上陸ニ至る長崎ニ仁四郎次左衛門十郎助左衛門小林宮八郎
沢八十四日ニ唐船へ乗込くニ十五日ニ乍浦を船出し昼夜
走りニ風の悪く何かと廿四日肥後の天草船取付
深ニも乞より投錨ニ廿七日ニ長崎の湊に船をつけ
かくて係る所ニ何久林の八蔵廬病を煩ひ唐国在留
中より薬用并鍼にても心を付し船中まで六月十三日
病死ニ付外水主等いかにせん只扱長崎へ差出候
唐船の船主より申すべく清者に家に三人を紀問の上
何しも琉球の太守を船出し暴風に逢ひて唐国廣

東省へ吹流されしより送られて官備にて今長崎へ来り
しまでのことは詳に申立しける唐国長崎の中切支丹宗門
の触書を見せしにまた能覚え也又唐国へ渡りし武器類彼
国人に聞しに与へしけるにや或ハ今銀不払ハ中々沢代商売
のなきハ拘ることもや或ハ唐国より通辞に与へしけるにある
しやと再應紀問ありし由へ是等のことハ一向存じ不申と答
しければ読まして口書となし斯なる書載して其子姓名
を記し印判を押へ出しければ右之役所訳して右所文化十二年
子のみなる事ありて唐国の国并兄弟子帰らるをも得て

唐国之様子

一人物しるす日本之人の相貌と唐東の人にあらず一体
大かた同じく其外も常体なる男は髪を剃り頂上を丸く残し
髪を三つ打に組み下ヶ天鵞絨繻子なとにて拵たる帽子にて其を
乗なる様帽子の上ニは玉瑠璃水晶なとの玉を飾りなと
被り衣類ハ紗綾紬なとを襦袢として縫付しものを拵たるを
黒繻子或は黄色なる繻子綾子なとを用い袖仕立裏を付る
皮を用ゆ物を用ゆる衣裳なとを着し紐の
繻子有りく足は繻子ニて製した草履なる履は皆を丸き西天
し帯ハ鹿之皮を打て紐とを履ニ拵物を用ゆ
衣類の内襦袢紗綾なと用い水晶を玉を前ニ飾帽子

ミるも食に拵たるを餝りに有し廣東より湖州迄の
のゝし脊子孫を付たるもの有て夏の衣服ハ仕立て白絹にて
肌着ハ麻上布多く紗し類を用ゆ帽子ハ麻を
裂編ハ笠ニて京ニ毛を付ね物を被り女ハ髪を結ひ
曲屋国扇杯葉の文を見て判出て物或ハ簪笄を挿
頭ニも白粉を付るも多く衣類ハ錦又ハ緞子
縫有く袖幅廣く襟有し其物を其襟ニ紙出
物ニてをき腰ニ女ハ木綿ニ白絹ニて衣服を被着哉
し其女ハ平履ニ出て花ニと髪ヲ情立派ニ帯人数女
ハ髪を曲笄ニて留年少にし者し額ニ切て留ニ出し

一 暹羅国し者ハ丈低く顔色黒歯黒く髪短く五寸

程有しを結ひ後ハ垂し頂ニ挿付居立衣服ハ唐人同様
帽子ハ毛織ニ紙緑糸ニて編たる拵ハ是を被り居也

一 食物ハ米ニ飯粥并鯉鮒鯖桃鯲鯰鰻家鴨野鶏
家鶏卵海月小海老蕪海鼠干鮑野菜し海藻と
中物ニ拵ハ豆腐蒟蒻根大根しやし木有し類ニ大抵し
数ヲ取ル也且塩煮ニ釼ゟ鉢皿ニ盛箸ニ載候ニ致く
酒并と香の物ニ茶漬并ニ吸物ニ漬て一器ニ味噌を用ゆ
外客饗利子樽有し雑物并酒菓子器ニ日本ニ相似
尤酒なと香ハ茶ニし其食物を揚或ハ焼し其も相用
ひ候也

一 家作ハ平屋根ニ瓦葺ニ致し草葺ニ見ゑ候 町家ハ

以之れは古跡也とて二階造りて家多く下は中間にして尾を葺
瓦掛をも亜壁にて白色にして又は塗り又は不残として門の構えは寺
の様にて其の外人南昌府にて人皆清く滕王閣を入八間余横十三間
余にて下有して下は中間にて尾を葺二階を其の内板敷にて天
井も黄色の紙にて蝶竹色にて雲形を押す紙を張りて立派
相見え正面に王勃の序並詩を書 乾隆元年九月九日観
察使凌濤書と但有しは閣の下にしは序並詩を書
額の韓退之の文有して閣の外面には滕王閣と書いた額を
正面閣の前に三間四面の亭有して正面に江西第一楼と
書いた額を有して右家の棟木に嘉慶十七年修造と書記
有しとの也 此外百姓家にて尾を葺にて古跡の様に相見え

燭石ハ碣石ノ下ニテ
直隷保定ハ保定府ナルベシ 雄州

夜分にし燭燭並に硝子燈籠を燈し 桃灯は有して行燈
而して如くの燈籠を燈して中の也
城郭にして家作は尺程ある家橋の様子は朱塗りにて燭
石階にして城下石垣を二三間程築立右石垣下は高
低有して堀橋に至して日本里数二里四方程有して石の
様子は扉も鉄を張り城中樹木の植込みて家作寺と
様子其の外町家家も是に従して鉄砲打は北西の
除りにし懐豊築して城は石垣二三間程築立門も鉄張
にて矢狭間なし不有して町家も是にし城中家作も文
寺の様子は其の外尾を葺て屋有して下段なしにて多人
数の流海無築き城下 平地は門にして上て櫓なして不有て

いつれも古瓦葺にて二階造りの家多し寺門にても瓦を或
縁掛をも壁は白色にして塗餝不致して門の構へも寺
の様なり扨又南昌府にて見請ぬ勝王閣は入口八間余横十三間
余もありし下は寺門にて瓦を葺二階は四方に格子を天
井は黄色の紙にて蝶竹色の雲形を押紙を張る又立派
相見へ正面に王勃の序並詩を書乾隆元年九月九日觀
察使某詩書と認めありし此閣の下にも序並詩を書
縦に韓退之の文有し閣の外面にも勝王閣と書たる額を
取巻閣の前は三間四面にて不有し正面に江西第一楼と
書たる額をありし右之内棟木に嘉慶十七年修造と書記
ありしなり 此外百姓家も瓦葺にて古瓦の様なる様なりし

夜分は幔幕にて硝子燈籠を燈し挑灯は有之候
旅の時は乗物へ燈籠を燈し申候

一 城郭の事 所々にて見及び候 家構の様は朱塗にて燭
石階の城は石垣を二三間位築立右石垣の所々に高
低有之塀櫓も無之日本里数二里四程有之周り石の
ぶ様にて廂を鉄にて張城中樹木植込み家作は寺と
相見え町家と変り候 常々鉄炮打ハ無之 北面之
餘りて候豊饒の城は石垣二三間位築立門は鉄張
にて矢狭間抔も不有之町家共遠く城中家作も見え又
寺の様に相見え古瓦を葺き屋有之下役抔も多人
数有之候 海岸縁を城にて平地に門の上に櫓抔も無之

城中町屋建続いたし至て要害宜場所にして中ニ之
帰花絲し城ニ内外共町家有し城し庁方ニ大門ニ堀有
し右城中ニ科人よ見之二三人縛し首かせを入文字を書れ
紙を張付又ハ足ニ鎖を入其外ニも鎖を首ニ巻て有し
右役所之門開外より見物し居の多人数有し東西
流し城ニ小ミ池ありて大茂て築立櫓有し紅稿し
向こ城ハ有し仕出書呂絲と城を塗て見る石硝と
相分不申右ニ漆ニて九ヶ所ニ出張不有し上下ニ矢
狭間を仕石火矢数挺備有し英仏絲曲江絲
贛州府ニし城壁前書ニ有し城構日取し建て
城ハ内ニ櫓相見へ雅然し城の太平門と書れ額を

鈔作ハ銭塘縣ノ誤脱カ
下ニアリ

至扉ニ鉄張ニ鉄鋲ニ有城と城内ニ堀筋廻り九ヶ所
町家有し右堀ニ二丁目毎ニ太鼓橋架有し所々ニ番所
を見聞河流すく舟日々年中ニ開不申し家見を以
家至て大く見る人番人も有今年揚ニ川筋ニ大夫
所有し番人二三人相住私ニ文字失念何々汛と書
れ額をかし書所し前ニ白土ニ首ニ塚し相ニ築立米ニ
丸く画き有番所ハ役人両国し番ニ洞所を打申候由此外
諸所ニ立候ニ番ニ鉄砲并捕し道ニ丸く旅ニ手ニ掛れ物と
見候と家ニ鎗ニ捕ニ其ニ鞘ニ有し或ハ竹し出て砲
丁し損物附有し長刀ニや有り日本同様し長ニて鞘ニ
ニ見候ニ無く久居等し相見ル又澤ル人ハ平道日ニ本ニ

城中町家連続いたし至て安寧之場所之由ニ而
帰帆致し城之内外共町家有之城之所々大門之堀有
之右城中ニ番人とおほしき二三人詰居り有之額を入文字を書れ
紙を張付又は是ニ絵を入其外ニ絵を前ニ張有之
右城前之門開き外より見物いたし候多人数有之由ニ而
有之城之小高き所ニ至り大きなる楽立櫓有之紅櫓之
向ニ城の有之由ニ而番所綿ニ城之屋造り見石有之処を
おゐて市中大小を差し湊口九ヶ所出張所有之上下ニ矢
狭間を付候を石火矢数挺備有之英徳縣曲江縣
贛州府有之城廓前番所有之城櫓日除之様ニ而
城之内ニ櫓おゐて雑事之城門ニ太平門と書れ額を

見へ鉄砲鉄炮之備有之城門之堀筋通り九ヶ所
町家有之右堀之二丁目毎ニ大鼓櫓架有之所ニ番所
を見る風河原より船着場所ニ関所有之紅見へ候を以
見ゆる古く相見へ番人とも居合所ニ龍川筋ニ十艘
相有之番人二三人相詰居り文字を念じ候ニ札を書
れ額を張を書所有之前ニ白き屋造り塚之板楽立策ニ
丸く画き有之番所ニ役人通行いたし候ニ洞戸を打ち御出張
請口立候毛剣鉄砲弁槍いたし丸く笠をかぶり槍持を
見請候処錦之槍を持ち長く鞘を付或は竹にて先ニ砲
丁之持物附有之長刀をもちり日本同様ニ先ニ鞘有
ニ而晒之衣く袴を着し見え又洗濯人有之雪山同様ニ

途中ニて人足共争論いたし候ハ相互ニ言葉不通候得共手様ニ通し
竹ニて認候を見受申候事

一大地之様子一躰未開墾不法ニ付住居候所ハ一向山勝
之田畑ニ而大甚途中ニ而ニ有之日本之津端之様ニ
相見ニ而二三町ニ而有之其外ハ険阻之山ニ而見渡候所
丸山続ニて大廣嶺梅嶺と申二ヶ山ニて下を梅樹多く有之
其相見或ハ十里程続候ハ峯相山川之流有て相見へ候所ニ見え
平原之間之所ニ而平地有之海を日本之様子ニて不相替
御座候荒波之場所ニて川ニ而不相替幅二三丁又ハ七八丁一里
二里斗之所有之或ハ五湖之内湖ニ而大海之様ニ有之尚
見渡之川を海續ニ而渡し場有之日本之同様之高館ニ

之七有之候赤白黒之豎物有之吹流し様成もの建置候三
割程見受帰路之節より恵州府ニ通り候川ニ而船橋を懸
南雄州之川ニ而二ヶ所幅五丁位長五六十間程を相見へ候ニ而大船
橋架渡石橋ニ而ハ橋形之様成穴八ツ御座有之南安府
之川ニ而同様を取て水車有之候仕掛十八瀬ニ而申不候川
曲瀬多信瀬之間二ヶ所位之処を架通申候由地域塘様より
仁和縣へ越候續坂ニ而二丁目毎ニ大鞍橋有之所々番所
有之候申候由

一草木之事最ニ日本ニ相替不申梅并棕櫚竹之類有之
松之多有之所ニ大木ニ而之十里程続候ハ峯相山有之候
外龍眼樹或ハ女之髪之様成を様々之を見受候所出候

往来路ニ並木ハ見不申候
一 鳥獣ハ家鴨野鶏多有之牛ハ大ニ見受耕作ニ用ひ
水牛も常耕し牛より大く巌色にして角長さ三尺余
有之且つ大く定り家ニ有川中ニ放置不申候 馬も
武官之者の諸り乗る節ハ軍馬ニ分ち異馬也 不申候
鼻ニ穴を切割有之 縄を通し 右馬を飼方廉末と
おん野馬同様有之 此外首白毛有之鳥 又ハ八哥チヤウ
と申鳥ハ小形之鳥見請申候 此外鳥獣見不申候
一 三月候ニ廣東ハ一躰暖ニ有之 尤冬ハ寒冷ニ御座候
堀川ニ氷張不申候 我等漂流人共ハ浦ニ逗留之内ニ而
之事ニ候 漂着二月頃より七月迄大方暑候 漂
流人共逗留中五月頃ニ至候ヘハ日毎ニ雷発り
有之 地震ハ漂流人共逗留中一向無御座候
一 産業ハ見世ニ而肉多売候 或ハ菓子之類
売り 何連も町並ニ見世を出し 其外見世ニ紙を掛け
書ハ看板有之 帳面ニ記し 或織物いたし候も有之
石臼を牛ニ附 麦麺粉を挽き 其外車ニ而
其し牛ニ而臼を挽き其外 機織等いたし候
又女子ハ糸を紡ぎ 其外 茶屋有之女子ハ
茶を汲候也 其外 有之 見世物有之
絵の出候を見し 其外 見世を出し 女子ハ
灯籠を燈し 漂流人共も見物致し候

ともの有之茶所々縁を見候茶を調合致し候
漂流人共之内坊主抱疱瘡相煩候節も茶を大鍋にて一煮
九一斤程も有之湯風呂を石にて拵一度ニ二三人程
之湯壺三ツ有之湯を相設候焚様を仕湯壺へ入十
人程も一同へ入候由唐人共も湯銭出し候何程
出し候哉相尋候処右湯え女も入不申且又花形打候銀銭を
日七双程下程にて銭ハ引替候得ハ七百四十八文之文ニて八百文ニ
引替申候由

一耕作之儀ハ田畑有之田ニハ米をかきいれを見受畑ニハ麦菜
種薩摩芋砂糖黍畑ニも有之多く桑植付有之田畑之
様子日本之仕形ニ見合候相替候儀無之由

一祝儀として去亥十一月廿二日冬至ニ付前夜ゟ川筋所々
燈寄相祝候様子ニて漂流人共え難有野菜鴨焼酒肴
相送り候処当子正月朔日漂流人共帯刀致し候村里有
之候得共国鋼酒を吟し漂流人共附添役人共年
禮漂流人共え案内致し候所銭天保ヒヨウチヤコと申候而
之諸様梅ニ而相手前打候家ニ年始酒肴鉄砲抔打し相祝候由
此外祝儀之様子見及不申候

一寺院之儀ハ家作ホ相見え相構候て弥石段唐仏様寺
漂流人共所々見物致し相観申候仏像も有之番居候
之寺ニも天后堂帝堂の相見へ玉虚宮と書候額を
有之其外其所々相見へ仏前ニ二尺四方程し伽羅を焚有

これ又訳吉嵗と申す寺同所ニ御座候四間四方斗之山嵗
究三ヶ所有之其棄ニ佛堂と称し不成人共ニ出家の一門衛
こもき指成亂色し衣を著下ニ常ニ住し衣服を着申
以申候御流人共之内宅当つお果ニ番出家の者も備経
以て申候那京ニ有之墓所ヘ葬り申且又陸男彼所ニ佛堂
系り申候有之所ニ祭其所を居様ニ致し幕を張
男女信し指数多く太鞁胴拍子三味線ニて囃子立男
女ニ而相言ニ而致候或ハ衛天后堂ニ而回続芝
居ニ指成手足指ニ而居ニ而花類を各ニ塗立女衣装文
き友人等ニ仕立胴拍太鞁三味線笛ニて囃子立踊
以申候有之ニ以て有之天后聖母ニ像を飾ニ祭申候

を見受ニ御座候且又御流人共之内坊主八歳病死
病死し節ハ死骸を差入箱ニ入墓地ヘ埋葬
ニ而国ニ埋申所ニ而系ニ指申ニ且唐国之墓石を
二尺斗築立石を建法名を不知尺誌し墓を保ち候
彫付有之此外佛寺ニ不営の様子見受不申候

一 唐国ゟ通商中唐衛ニ外ニ静謐有之候段承申候
右之通中立所御通商中外ニ出し不申候様致
呉候ニ付ニ而不申候御流人共申出候ニ付

子九月

長崎奉行 姓名

異國漂蕩記聞 終

右安南国へ漂流し其国の名あといふ湊へ唐
国の船来り同国糖并ニ外商物を買求くこれを交易の
為ニ 本邦へ渡り行ならんといふ船を雇ひ其の便
を得て 帰邦せし 常陸国磯原浦の船子彦太
等が語を或書肆の許より借り求又薩摩出羽
の家従古後七左衛門深川伊右衛門松木長左衛門を従え
先船子等が琉球国の大島より薩摩へ帰る洋中
にて暴風に吹流され唐国の内広東省の碣石鎮
に漂ひ着ことより番昌縣を以大港に送られ夫より
しく川路陸路を数日経て浙江省の乍浦に
至り此所より本邦へ交易ニ渡り来る唐船にて

を得て 帰邦せし 語を 彼古後深川松木
三人の長崎鎮台の役所まて漂流の始末を
紀問ありし口書といふもの写存ありしに
まゝを仮名交りの文体と致し 異国飄蕩紀聞
と題し 文政五年壬午の六月下旬於深川
あらましく写し侍りぬ

星野某江